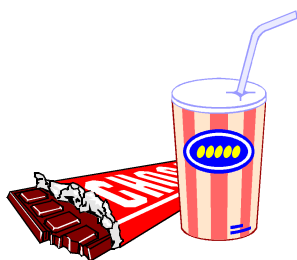


# 消費生活学習の手引

-わたしたちの消費生活と環境-



私たちは毎日さまざまなものを消費して生活しています。現在の日本においては、生活に必要なものを物資やサービスとして購入しています。

消費生活学習では、物資やサービスを購入するときどんなことに気をつけて購入するとよいか、また、消費者の保護に関すること、私たちの生活が環境に与える影響について学びます。

この手引はその学習の手助けとなるものです。

年 組	番	氏 名	
-----	---	-----	--

## ～消費生活学習の手引の活用にあたって～

### 1 消費生活の学習の目標はなんですか。

私たちが消費生活を行う上で大切な

「消費者の自覚を高めること」と

「環境に配慮して自分から生活できる力を身に付けること」が大きな目標です。

具体的なねらいは次の通りです。

- ①販売方法の特徴や、消費者保護に関することを知り、生活に必要な物資やサービスを選択・購入し、活用ができる。
- ②自分が行っている生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫できる。

### 2 なぜ学習の手引を使うのでしょうか。いつ、どのように使いますか。

この消費生活学習の手引は、授業で使います。授業で用いるワークシートと資料が一つの冊子になっています。次のようなことから、手引を使って学習することにしました。

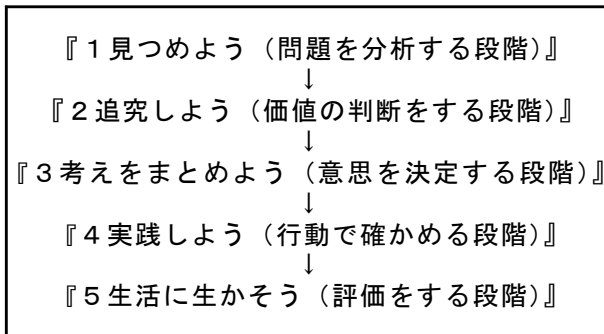
- ①授業で身に付けた消費生活にかかわる知識や技術を生かして、自分の考えを整理したり、ものごとを決定したりできる学習の流れをつくりました。
- ②この手引は、みなさんの学習の記録になると同時に、学んだことを振り返ることができるものになっています。テスト前に学んだ知識や技術をチェックできる内容も入れています。
- ③消費生活の学習は、中学生に限らず生涯にわたり必要な学習です。これからの生活で何か問題が起こったり、不安なことができたりした場合に、家庭でもう一度見直しができることを考えました。ぜひ、資料ページを参考にしてください。

### 3 どんな内容のものですか

この手引の内容は次の5つの内容から構成されています。

◇ワークシート・・・8時間の授業のワークシートです。

学習の流れは



ワークシートの中にはみなさんに身に付けてほしい知識と技術が販売方法のようにのっています。

の5段階です。

◇資料・・・授業の流れに沿った参考資料と、時間があるときに読んでもらいたい資料です。

ワークシートをめくると、関連した内容のものがすぐ見られるようになっています。

また、家庭やこれからの消費生活で役立てられるような資料も入っています。

◇学習スケジュール・・・学習の見通しをもてるようにしています。

◇シナリオ・・・授業のロールプレイング（役割演技）のシナリオです。ロールプレイングの活動をしやすいするためです。学習活動のイメージを広げてください。

◇学習チェック・・・授業で学んだ知識が身に付いたかどうか問題を解いてチェックします。

## 消費生活学習の手引の目次

1	お金について考えてみよう「あなたはほしいものがあったらどうしますか」	
	◇ワークシート	1～2
	◆資料	3～4
2	商品を選ぼう①「商品とサービスを選ぶ条件は何ですか」	
	◇ワークシート	5～6
	◆資料	7～12
3	商品を選ぼう②「あなたならどのジーパンを選びますか」	
	◇ワークシート	13～14
	◆資料	15～16
4	販売方法を選択しよう「あなたはどの販売方法を利用しますか」	
	◇ワークシート	17～18
	◆資料	19～20
5	消費トラブルの対処方法を考えよう	
	「消費トラブルにあったときあなたならどう対処しますか」	
	◇ワークシート	21～22
	◆資料	23～26
6	自分の生活の環境への影響を考えよう	
	「3Rの推進のために自分ができることは何ですか」	
	◇ワークシート	27～28
	◆資料	29～32
7	地球に優しい暮らしを考えよう	
	「あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか」	
	◇ワークシート	33～34
	◆資料	35～36
	シナリオその1	37
	シナリオその2	38～39
	学習チェック	40～41
	学習チェックの解答	42

## 学習スケジュール

### わたしたちの消費生活と環境の学習の目標

- 1 販売方法の特徴や、消費者保護に関することを知り、生活に必要な物資やサービスの適切な選択、購入、活用ができる。
- 2 自分が行っている生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活を工夫できる。

回数	月日	学習内容と「学習課題」	学習のねらい	身に付けてほしい「◇知識と◆技術」
1	／	お金について考えてみよう 「あなたはほしいものがあつたらどうしますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の消費生活に関心をもち、お金の大切さを理解することができる</li> <li>・契約と約束の違いを理解することができる</li> </ul>	◇契約
2	／	商品を選ぼう① 「商品とサービスを選ぶ条件は何ですか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を選ぶ条件を理解することができる</li> <li>・商品を選択・購入することができる</li> </ul>	◇物資 ◇サービス ◇表示 ◇マーク ◇情報の収集・整理・選択 ◇選ぶときの条件 ◆物資・サービスの選択
3	／	商品を選ぼう② 「あなたならどのジーンズを選びますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな観点から商品を選択することができる</li> <li>・衣類のリサイクルについて関心をもつことができる</li> </ul>	◇リサイクルと再利用 ◇3R ◇選ぶときの条件 ◆物資・サービスの選択
4	／	販売方法を選択しよう 「あなたはどの販売方法を利用しますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択することができる</li> <li>・通信販売を利用するときの注意点を理解することができる</li> </ul>	◇販売方法 ◇支払い方法 ◇通信販売の利用 ◆物資・サービスの選択
5	／	消費トラブルの対処方法を考えよう 「消費トラブルにあつたときあなたならどう対処しますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法などのトラブルの例を知り対処の方法を理解することができる</li> <li>・契約解除通知を書くことができる</li> </ul>	◇悪質商法◇消費者保護 ◇消費者の権利と責任 ◇消費者保護の法律 ◇◆クーリング・オフ制度 ◇相談機関 ◆消費トラブルの対処
6	／	自分の生活の環境への影響を考えよう 「3Rの推進のために自分ができることは何ですか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の生活を振り返り、環境に与える影響を配慮して行動を工夫することができる</li> <li>・ごみの分別をすることができる</li> </ul>	◇使い捨て容器とリサイクル可能な容器 ◇消費生活の環境への影響 ◇環境に配慮した選択・購入 ◇3R ◇ごみを少なくする暮らし ◇リサイクルや再利用 ◆ごみの分別
7 ・ 8	／	地球に優しい暮らしを考えよう「あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意見をもって活動に意欲的に参加することができる</li> <li>・今までの学習を生かし「2年2組環境宣言」を作成することができる</li> </ul>	今までの学習で学んだ知識と技術を生かす

□ 学習課題 1 □

あなたはほしいものがあったらどうしますか

■ 学習のねらい ■


- 自分の消費生活に関心を持ち、お金の大切さを理解することができる。
- 契約と約束の違いを理解することができる。

1 見つめよう

◇お金を出して購入するもので一番ほしいものは何ですか。

◇それは、自分の小遣いの範囲で買えるものですか。

◇小遣いの範囲で買えないときは、あなたはどうしますか。



2 追究しよう

(1) 中学校入学にかかったお金はどれくらいだろうか。(→資料P3)

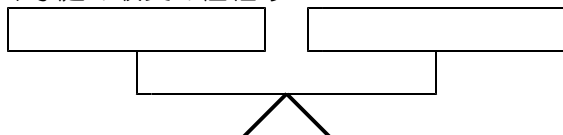
	項 目	金 額
1	制服	
2	運動着	
3	ウォーキー	
4	自転車	
5	外ズック	
6	中ズック	
7		
8		
9		
10		
合 計 金 額		円

(3) 契約クイズに挑戦しよう。 契約  
 契約だと思うものに○をつけましょう。

**【契約クイズ】**

- ① コンビニでノートを買った。
- ② 先生が宿題を出した。
- ③ 自動販売機で飲み物を買った。
- ④ 気に入った本を見つけた。
- ⑤ 電車に乗って出かけた。
- ⑥ 電話で宅配ピザを頼んだ。
- ⑦ 欲しいTシャツがあったので、今度買う約束を店員さんと口約束をした。
- ⑧ CDをレンタルショップで借りた。

(2) 家庭の収支の仕組み



**ポイント** 契約は、売り手（事業者）と買い手（消費者）がお互い対等な立場で合意したときに成立します。契約が成立すると、それぞれに、権利と責任が生じます。契約の範囲は思っているより、広いものです。

**3 考えをまとめよう**

- ◇意思決定とは・・・自分の価値判断をもとにものごとを決めることといいます。今日の学習をもとに下の質問に答えて意思決定を行ってください。理由もしっかり書きましょう。
- ◇あなたはほしいものがあったらどうしますか。下の口に自分の考えをまとめて書きましょう。

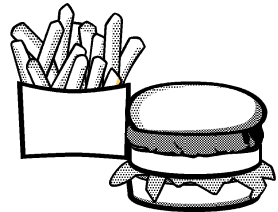
わたしはほしいものがあたら  します。

それは  だからです。

**4 実践しよう**

◇役割を決めて演技することをロールプレイングといいます。上手に演じることよりも、その人の気持ちをよく考えることが大切です。

- ◇ロールプレイング1 「班ごとに契約の疑似体験をしよう」(→P37)  
 ファーストフード店でハンバーガーを買う→( ) 契約  
 レンタルショップでDVDを借りる →( ) 契約  
 「 」で「 」を買う



- ◇ロールプレイング2 「役割を決めて会話をしてみよう」  
 ①母親 : 「○○、最近、無駄遣いが多いんじゃないかな？」  
 中学生 : 「 」  
 母親 : 「 」  
 ②中学生 : 「おとうさん、お小遣いをふやしてほしいんだけど」  
 父親 : 「 」  
 中学生 : 「 」

どんなことを感じたかな？自分や親の気持ちになってみよう。

**5 生活に生かそう**

◇契約と約束の違いは何ですか。契約をするときにどんなことを気をつけようと思いますか。

◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください）

★契約の意味がわかりましたか。  
 A : とても       B : まあまあ       C : あまり       D : 全然

★学んだことを生活に生かそうと思いますか。  
 A : とても       B : まあまあ       C : あまり       D : 全然

その1 入学時にかかった商品の値段（単位円）

商 品	金 額	商 品	金 額
男子学生服（上）	25,515	女子制服（上）	12,600
男子学生服（ズボン）	8,190	女子制服（スカート）	12,600
男子ワイシャツ	2,000	女子夏服	7,035
運動着長袖・長ズボン	8,925	学校指定中ズック	3,360
運動着短パン	2,992	外ズック	3,000
通学用かばん	9,300	自転車	10,000～

（花巻市立東和中学校の例）

その2 実際に支出された教育費（2004年度、1人あたり年間、単位円）

	すべて公立の場合		小学校のみ公立の場合	
幼稚園	学校教育費	145,297	学校教育費	367,450
	学校外活動費	92,881	学校外活動費	141,969
	年間	238,178	年間	509,419
	3年間計	714,534	3年間計	1,528,257
小学校	学校教育費	95,313	学校教育費	95,313
	学校外活動費	218,848	学校外活動費	218,848
	年間	314,161	年間	314,161
	6年間計	1,884,966	6年間計	1,884,966
中学校	学校教育費	169,304	学校教育費	959,333
	学校外活動費	299,469	学校外活動費	315,435
	年間	468,773	年間	1,274,768
	3年間計	1,406,319	3年間計	3,824,304
高等学校	学校教育費	342,152	学校教育費	769,458
	学校外活動費	174,179	学校外活動費	265,231
	年間	516,331	年間	1,034,689
	3年間計	1,548,993	3年間計	3,104,067
	15年間計	5,554,812	15年間計	10,341,594

注①学校教育費：授業料・修学旅行等費用・生徒会費等・PTA会費・その他学校納付金・寄付金・教科諸費（高校のみ）・図書費・学用品費等・教科外活動費・通学費・制服・通学用品費・他

②学校外活動費：家庭内学習費・家庭教師費・学習塾費・習い事費・他

〔文部科学省「文部科学統計要覧」平成16年度版のデータより作成〕

**自立するまでお金はいくらかかるのだろうか** 私たちは高校卒業までにどれくらいの費用がかかるのでしょうか。日常生活費（食費、衣料費など）を年平均40万円とすると、18年間で720万円。そして、幼稚園から高校までの教育費は、すべて公立で約550万円、小学校以外が私立にすると1,000万円以上かかります。さらに、大学生活4年間の支出計は、国公立の自宅生で400万円以上、私立の間借りで1,000万円ともいわれています。こんなに高額な費用がかかっているとは驚きです。どんなふうに感じましたか。

### その3 契約ってなんだろう

契約といわれて、あなたはどんなことを思い浮かべたでしょうか。ワークシートにあるように、私たちの生活には、たくさんの契約があります。車を買う、家を建てるのような重大な行為を思い浮かべるかもしれませんが、「消しゴムを買う」、「漫画を買う」、「電車に乗る」など、日常の生活の中に契約は数多く存在しています。

#### 契約クイズ

ワークシートP2の「契約クイズ」の解説をします。

- ①コンビニでノートを買った。  
○→売買契約
- ②先生が宿題を出した。  
×→約束だから
- ③自動販売機で飲み物を買った。  
○→売買契約
- ④気に入った本を見つけた。  
×→まだ契約にはなっていません。
- ⑤電車に乗って出かけた。  
○→運送契約
- ⑥電話で宅配ピザを頼んだ。  
○→売買契約。電話した段階で契約は成立しています。気が変わったとしても、商品を受け取る権利と支払いをする義務が発生します。
- ⑦欲しいTシャツがあったので、今度買う約束を店員さんと口約束した。  
○→店員さんに話した段階で契約は成立します。
- ⑧CDをレンタルショップで借りた。  
○→賃貸借契約

#### 契約と約束

契約は、一方の申し込みの意思表示が、他方の承諾の意思表示と合致したときに成立します。

契約は、法律上の責任が生じる約束のことで、単なる約束とは異なります。

いったん契約すると、原則的として一方的に取り消したり、解除することはできません。契約は慎重に行う必要があります。契約の解除については学習の後半で学びます。

#### 中学生は携帯の契約はできるのか

テレビを見ていると携帯電話のCMが多いのに気づきます。その過熱ぶりは、番号ポータビリティ制度ができさらに拍車がかかったようにみえます。

建物の外から連絡がとれること、緊急時の連絡や様々な機能（ワンセグ、音楽、カメラ、メール、おサイフケータイ）の充実によって、携帯電話の利用者はふえる傾向にあります。

一方、携帯電話所有者が有害サイトによるトラブルにより、犯罪に巻き込まれるケースもふえています。出会い系サイトやワンクリック詐欺、架空請求など、様々な危険があることを理解しておかなければなりません。このようなことから、携帯の所有については、十分考える必要があります。

中学生は未成年のため、携帯電話の契約はできません。

携帯電話を利用する場合には、「電話機購入契約」と、「電話会社の回線利用契約」が必要になります。

いずれにしても、購入や利用の仕方については、家族と話し合っ決めてなければなりません。





□ 学習課題 2 □

商品を選ぶ条件は何ですか

■ 学習のねらい ■

- 商品を選ぶ条件を理解することができる。
- 商品を選択・購入することができる。

1 見つめよう

◇商品やサービスにはどんなものがありますか。

◇どんな商品を選ぶといいのでしょうか。



2 追究しよう

(1) 物資とは・・・ お店などで売られている形のある ( ) (→P 7) 物資  
サービスとは・・・ 企業や公共機関によって ( ) されている ( )

**サービス**

(2) 商品の表示にはどんなことが書かれていますか。商品を調べてみましょう。マークにも注目しましょう。(→P 7～9、11) **表示** **マーク**

①	②	③

(3) わたしたちは、何から商品の情報を収集するといいのでしょうか。また、なぜ情報を収集しなければならないのでしょうか。(→P 10)

**情報の収集・整理・選択**

### 3 考えをまとめよう

◇商品を選ぶ条件は何ですか。下の商品を選ぶときの条件を書きましょう。

(1) シャンプーを選ぶときの条件を、3つ書いてください。

(2) 美容院（理容院）を選ぶときの条件を、3つ書いてください。

(3) お菓子を選ぶときの条件を、3つ書いてください。



選ぶときの条件

物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

◇シャンプー、美容院（理容院）、お菓子のうちの、商品の選択の条件を、班ごとにまとめます。

◇みんなから出されたアイデアをまとめていく方法で行います。

- ①ふせんに、商品を選ぶ条件を3つを書く。 (1分)
- ②自分の意見を言いながら、大きな紙に、似た意見同士を近くに置いていく。
- ③共通する意見をまとめ、見出しをつける。  
(まとめられないものはそのままよい) (3分)
- ④グループごとの関連を話し合い、矢印で結んだり、強調したりして、構造化する。  
(構造化→成り立ちや関係をわかりやすく明らかにする) (2分)
- ⑤発表する。班長さんお願いします。 (30秒×6班)

### 5 生活に生かそう

◇商品を購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください）

★商品を選ぶ条件がわかりましたか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

★学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

その1 物資とサービスの例

**物資** お店などで売られている形のある商品



**サービス** 企業や公的機関によって提供されている用役・サービス



その2 商品に関する情報

消費者が商品を購入しようとするとき最も参考にするのが、その商品に関する説明書（表示）になります。消費者に必要な情報を適切に伝えるために、表示の仕方が下のようになっています。

主な商品表示

表示に関する法律	内 容
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS）	「日本農林規格（JAS規格）制度」と「品質表示基準制度」。1999年より、品目、原材料名、内容量、賞味期限（品質保持期限）、保存方法、製造業者名または輸入業者名、国産原材料の使用割合、輸入品にあっては減産国名などを表示する。
有機食品の検査認証制度（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン）	有機食品（有機農産物と有機加工食品）の表示。特定JAS規格。
遺伝子組み換え食品	消費者が商品選択のための表示制度として、厚生省は2001年から義務表示を導入した。
食品の日付表示	製造加工・流通技術の進歩によって、製造年月日表示だけでは、食品の品質がいつ保たれるのかわかりにくくなったので、1995年から期限表示を導入。
クリーニング業、理容業及び美容業の標準営業約款（Sマーク制度）	理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業が、提供するサービスや技術の内容を適性に表示するもの。
日本工業規格（JISマーク制度）	消費者が安心して品質の良い商品を手に入れるよう、国が定めた製品規格に適合する品物にJISマークを表示できる。
家庭用品品質表示法	消費者が品質を識別することが困難なものが「品質表示の必要な家庭用品」として指定され、成分・性能・用途・取扱い上の注意などを表示する。
住宅の品質確保の推進等に関する法律	住宅性能表示制度を内容とする。「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「維持管理への配慮」「温熱環境」「空気環境」「光・視環境」「音環境」「高齢者への配慮」の9項目、29の性能について評価している。

消費期限と賞味期限のちがい

期限名	特 徴	食 品 例
消費期限	・品質の劣化が早く、日持ちしない食品 ・飲食可能な期間が5日間以内	・お弁当 ・サンドイッチ ・菓子パン・肉 ・魚
賞味期限	・長期の保存が可能な食品 ・3ヶ月以上は年月で表示	・乾燥食品・かんづめ ・調味料 ・カップラーメン ・お菓子 ・飲料

表 示 の 例 (その1)

名 称	菓子パン	
原材料名	小麦粉・チョコフラワーペースト・砂糖・チョコ・豚脂・卵・パン酵母・ショートニング・食塩・乳化剤・イーストフード・V・C・香料・保存料(ソルビン酸)・増粘多糖類・ソルビット(原材料の一部に乳成分・大豆を含む)	
内容量	6個	消費期限 表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。	
製造者	〇〇〇パン株式会社 東京都千代田区〇〇〇 製造所固有記号は表面に記載	

開封後は賞味期限にかかわらずお早めにお召し上がりください。消費期限は(※)℃の保管温度の検査で十分安全を見込んだ期限となっております。  
※5月～10月…30℃ 11月～4月…25℃

栄養成分表示(1個当たり)	
熱量	139Kcal
たんぱく質	3.5g
脂 質	4.5g
炭水化物	21.2g
ナトリウム	82mg

名 称	洋生菓子
原材料名	砂糖、果糖ぶどう糖液糖、水飴、植物油脂、コーヒー、乳製品、ゼラチン、香料、酸味料、増粘多糖類、カゼインNa、カラメル色素、乳化剤、メタリン酸Na
内 容 量	80g×3個
賞味期限	ふたに記載
保存方法	要冷蔵10℃以下
製 造 者	〇〇〇乳業株式会社東京都昭島市〇〇 製造所固有記号はふたに記載

(開封後は早めにお召し上がり下さい。)お問い合わせ先  
・離水することがありますから品質には影響がありません。  
・中身のクリームが飛び散らないように開封の際はゆっくりとお開けください。  
・クリームにコーヒーが混ざる事があります。  
・常温で放置するとゼリーがやわらかくなる事があります。

栄養成分1個(80g当たり)  
●エネルギー・・・80Kcal  
●たんぱく質・・・1.3g  
●脂 質・・・2.6g  
●炭水化物・・・12.8g  
●ナトリウム・・・43mg

ご注意・ハミガキが飛び散って目に入らないように気をつける。こすると目を傷つけることがあるので、こすらずすぐに充分洗い流し、痛みなどの異常が残る場合は眼科医に相談する・発疹などの異常が出たら使用を中止し、医師に相談する・傷などに直接つけない。

成 分	
湿潤剤	ソルビット液
清掃剤	Ca顆粒、Zn顆粒、粉末セルロース
薬用成分	ポリエチレングリコール、モノフルオロリン酸ナトリウム塩化ベンゼトニウム
粘結剤	カルボキシメチルセルロースナトリウム
発泡剤	ラウリル硫酸ナトリウム
香味剤	香料(ナチュラルミントタイプ) サッカリンナトリウム
着色剤	青色1号

販売名〇〇〇〇〇〇〇 (歯みがき粉)  
医薬部外品 80g  
〇 〇 株 式 会 社

〇〇〇〇〇〇〇パウダースプレー  
(医薬部外品) 40g

薬用 せっけんの香り  
効能・効果:わきが(脇臭)、皮膚汗臭、制汗  
販売名:〇〇〇パウダースプレー

ご注意 ◇衣服につくとしみにすることがあります。しみの発生を抑えるためにも、次の使用方法を守ってください。  
・衣服を着る前に、肌から10cm以上はなして円を描くようにスプレーしてください。  
・1ヶ所につき3秒以内にとどめてください。  
・乾いてから衣服を着てください。  
・朝1回お使いいただくと1日中快適です。  
・ご使用前に上下に強く4～5回振ってください。  
・さかさまにしても使えます。  
◇凍傷の危険がありますので、上記使用方法を守ってお使い下さい。◇しみになった場合は、市販の衣料用漂白剤(過酸化水素、界面活性剤配合のもの)を使用し、しみに直接塗布する方法で落として下さい。(以下略)

**火気と高温に注意**  
高圧ガスを使用した可燃物の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。①炎や火気の近くで使用しないこと。②火気を使用している室内で大量に使用しないこと。③高温にすると破裂の危険があるため、直接日光の当たるところやストーブ、ファンヒーターの近くなどに温度が40度以上となるとところに置かないこと。④火の中に入れてないこと。⑤使い切って捨てること。  
高圧ガス:LPG

2 「商品を選ぼう①」資料

表示の例(その2)

名称	洋生菓子
原材料名	ぶどう糖果糖液糖、砂糖、桃果汁、洋酒、デキストリン、こんにやく粉、pH調整剤、酸味料、ゲル化剤(増粘多糖類)、香料
内容量	25g×12個入
賞味期限	この面のバーコード下に記載
保存方法	直射日光を避け、涼しい場所に保存してください
販売者	株式会社○○○○○○○ 群馬県○○○ 製造所固有番号は賞味期限の左に記載

ご注意/WARNING

- 本品はこんにやくゼリーですので弾力性があり、そのまま吸い込むとのどに詰まる可能性があります。吸い込まずにカップの底をつまみ中身を押し出し、よく噛んでお召し上がりください。特に凍らせてお召し上がりいただく場合は固さが増しますのでご注意ください。小さなお子様やお年寄りの方は、食べやすい大きさに切ってお召し上がりいただくことをおすすめします。
- 食べ過ぎ、あるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。

栄養成分表 1個(25g)あたり

エネルギー	26Kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
糖質	6.3g
食物繊維	0.2g
ナトリウム	9mg
リウム	27mg
カリウム	57mg

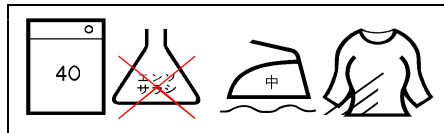
- 製品中に黒または茶色の粒が見えることがあります。こんにやく芋由来のもので品質の問題ありません。
- 熱や光の影響により変色することがあります。食べても問題ありませんが風味は劣ります。
- 冷蔵または冷凍保管した場合、製品中の水分が白く結晶化することがあります。また開封の際にも白い結晶が表れることがありますがいずれも品質には問題ありません。
- 加熱しないでください。
- 賞味期限内にお召し上がり下さい。

品名/台所用合成洗剤
用途/野菜・果物・食器・調理用具用、スポンジ(除菌)
液性/中性、成分/界面活性剤(41%、アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム、アルキルアミンオキソド、アルキルグリコシド、アルキルヒドロキシスルホベタイン、ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、安定化剤
使い方と使用量の目安/●野菜・果物・食器・調理用具の洗浄 水1Lに対して0.75ml(調理用小さじ1杯は約5ml)、●スポンジの除菌 スポンジをよく絞り、約8mlの原液につけ、まんべんなく浸透させ次に使用するまでおいておく。(菌のすべてを除菌するわけではありません。)
使用上の注意 ●用途外に使わない。●子供の手の届く所に置かない。●うすめた液を長時間おくと変質することがあるので、使用のつどうすめて使う。●使用の際は手をよく水で洗い、クリーム等でお手入れを。●荒れ性の方や長時間使用する場合、また原液をスポンジを含ませて使用する時は炊事用手袋を使う。●野菜・果物を洗うときは5分以上つけたままにしない。●流水の場合、食器及び調理用具は5秒以上、野菜・果物は30秒以上、ため水の場合は水を変えて2回以上すすぐ。
応急処置 ●液が目に入った時は、こすらずすぐ流水で充分洗い流す。異常が残る場合は眼科医に相談する。●飲み込んだときは水を飲む等の処置をする。
○○株式会社 東京都中央区○○○○○○○Tel××(××××)××××

サイズ

身長 160  
胸囲 86  
-----  
160B

ポリエステル 60%  
綿 40%



日本製

医薬品 ○○○○○ジェル20g 1gの成分：塩酸リドカイン30mg、マレイン酸クロルフェニラミン10mg、クオタミトン50mg、酢酸プレドニゾロン1.25mg、塩化ベンゼトニウム1mg、サルチル酸グリコール20mg、l-メントール30mg 添加物：カルボキシビニルポリマー、ヒドロキシプロピルメツルセルロース、トリエタノールアミン、ゲラニオール、アルコール、1,3-ブチレングリコール 適応症：かゆみ、虫さされ、じんましん、あせも、かぶれ、しもやけ、湿疹、皮膚炎、ただれ 用法・用量：1日1～数回、患部に適量塗布して下さい 使用上の注意 1. 次の部位には使用しないで下さい(1)水痘(水ぼうそう)、みずむし・たむし等又は化膿している患部(2)目の周囲、粘膜(例えば、口唇等) 2. 長期連用しないで下さい
---

DRY WEAR [吸汗速乾]

汗をかいてもすぐ乾きます。肌ざわりは、さらっとさわやか。水分をすばやく吸収して発散させる機能は洗濯しても変わりません。

EXTRA FINE COTTON

[エクストラファインコットン]  
この商品は、高級で希少とされる、繊維長が最長クラス(35mm以上)の綿花で紡いだ糸を使用しています。気品ある光沢となめらかな風合いをお楽しみください。

UV CUT [紫外線カット]

お肌にダメージをもたらす紫外線の影響を減らします。

## その3 情報収集の必要性

## 情報源の種類



## 情報収集と選択の必要性

多くの生活情報が、私たちの周りには存在しています。テレビや雑誌・新聞などの情報源に加え、情報通信技術のめざましい発展によって、携帯電話やパソコンからのインターネット利用が急速に進み、自分から知りたいことを時間や場所に縛られずに調べることができるようになってきました。

それらの情報の中には、消費者に有利な点ばかり強調したものも少なくありません。物資やサービスを購入するときは、できるだけ多くの情報を収集・比較し、自分なりの選択基準をもって、意思を決定していく必要があります。

## その4 いろいろな商品を選ぶ条件の例

商品を選ぶ条件はつぎのようにさまざまなことがあげられます。何を優先して選択するのは、購入する物や、予算などによって、異なってきます。

## ◆生鮮食品◆

- ◇新鮮か
- ◇値段は適正か予算内か
- ◇味
- ◇商品を見て品質を確認する
- ◇ごみがでないか

## ◆加工食品◆

- ◇値段は適正か予算内か
- ◇味がよいか
- ◇好みに合うか
- ◇品質はよいか  
(賞味期限、原材料、原産国、マーク、保存方法)
- ◇ごみがどれくらいであるか、分別の方法はどうか

## ◆衣類◆

- ◇着用の目的に合っているか
- ◇値段は適正か予算内か
- ◇サイズは合っているか
- ◇デザイン・色は気に入ったか
- ◇他の服との組み合わせはよいか
- ◇品質はよいか(組成表示・マーク)
- ◇手入れの方法はよいか(洗濯、アイロン)

## ◆電化製品◆

- ◇使用の目的に合っているか
- ◇値段は適正か予算内か
- ◇性能はよいか
- ◇機能は納得のいくものか
- ◇品質はよいか(表示・マーク)
- ◇補修やアフターサービスは保障されているか

## ◆日用品◆

- ◇使用の目的に合っているか
- ◇値段は適正か予算内か
- ◇品質はよいか(表示・マーク)
- ◇環境に配慮した素材か
- ◇詰め替え用があるか
- ◇分別の方法はどうか

## ◆家具◆

- ◇使用の目的に合っているか
- ◇値段は適正か予算内か
- ◇材質・デザイン・色・重さは気に入ったか
- ◇品質はよいか(表示・マーク)
- ◇使用後の処分の方法はどうか

その5 暮らしの中のマーク

暮らしの中に見られるマークは、国や自治体、業界団体などが、基準を定めています。

◇安全を保証するマーク◇			
			
マーク名：STマーク	PSCマーク	SFマーク	SGマーク
商品：安全なおもちゃ	圧力鍋、ヘルメット	国産、輸入花火	歩行器、乳母車
◇品質を保証するマーク◇			
◆食生活のマーク◆			
			
JASマーク	JHFAマーク	飲用乳公正マーク	特別用途食品マーク
加工食品全般	健康補助食品	飲用牛乳	栄養に配慮した食品
			
特定保健用食品マーク	SQマーク	冷凍食品認定証マーク	Eマーク
健康食品	菓子	冷凍食品	地域特産物食品
◆衣生活のマーク◆			
			
ウールマーク	コットンマーク	SEKマーク	シルクマーク
羊毛99.7%以上	綿100%基準合格	毛布、シーツ、衣類	絹100%基準合格
◆住生活のマーク◆			
			
JISマーク	Gマーク	防災ラベル	CPマーク
台所、寝具、文具	グッドデザイン商品	じゅうたん、カーテン	住宅用開き扉錠
◇環境への配慮を示すマーク◇			
			
エコマーク	グリーンマーク	再生紙使用マーク	容器包装識別マーク
環境保全に役立つ商品	原料に古紙を割合以上	古紙を100%使用	紙パックリサイクル

その6 暮らしの中の問題

『朝日新聞 2007(平成19年)年5月29日(火)より』

国民生活センターは「ミニカップタイプのこんやくゼリーによる事故防止の警告」を出しています。(2007年7月5日)

その調査結果をここに抜粋します。  
 ・1995～2007年まで死亡事故は14件  
 ・普通のゼリーと違うとわかる形状のものはない  
 ・子どもや高齢者に与える表示は注意を促す  
 ・小注に7割以上は2007年6月現在、規格は行われていない。

子どもも高齢者も安心で安全な生活を送るために、消費者が安心して食べられるように、商品改良や規格の厳格化を促す必要がある。

# 7歳男児のどに詰まらせ死亡事故 「こんやくゼリー」にご注意

7歳男児がどに詰まらせ死亡する事故相次いだ。コソサのこんやくゼリー。約10年前に社会問題として、業界が大きな形状変更を始めたが、事故、国民生活センターは「10歳以下の子どもが消費者には食べさせないで」と警告した。こんやくゼリーは詰まりやすい。ほかの食品でも危険があるか。万が一誤食したと判断すればあせり解する。

## 弾力性強く崩れず

こんやくゼリーは、通常のゼリーよりも弾力性が高く、崩れにくい。また、糖質が少なく、カロリーも低い。そのため、健康志向の消費者に人気がある。しかし、この弾力性が高いため、子どものどに詰まりやすくなっている。特に、7歳以下の子どもは、飲み込む力が弱いため、詰まりやすい。また、ゼリーの形状も、従来のゼリーとは異なり、断面が厚く、弾力性がある。そのため、飲み込むときに、どに詰まりやすくなっている。

## 「子どもに食べさせないで」

国民生活センターは、この事故を受けて、「子どもに食べさせないで」と警告した。また、ゼリーの形状も、従来のゼリーとは異なり、断面が厚く、弾力性がある。そのため、飲み込むときに、どに詰まりやすくなっている。特に、7歳以下の子どもは、飲み込む力が弱いため、詰まりやすい。また、ゼリーの形状も、従来のゼリーとは異なり、断面が厚く、弾力性がある。そのため、飲み込むときに、どに詰まりやすくなっている。

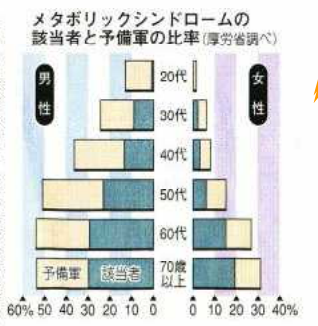


「こんやくゼリー」の形状が、改良された。今回事故で出たのは、この形状のもの。改良されたものは、断面が薄く、弾力性が弱くなっている。そのため、飲み込むときに、どに詰まりやすくない。

岩手日報 2007年(平成19年)6月4日(月曜日) 生活 (6)

## つい目がいく カロリー表示

コソサやゼリーから、ヨーグルトや缶入りカクテル。「カロリーオフ」「ゼロカロリー」などうたった食品が次々に登場している。容姿を気にする人だけでなく、メタボリックシンドロームをはじめとする健康問題に悩む中高年男性の関心も高い。これらの商品を買うとき、真生活に取り込むためには、正しい理解が欠かせない。



## オフ 20以下 ゼロ 5未満



次々に登場するカロリーを減らした食品。このほか、太りにくい食品と早食点しかな表現では、「砂糖不使用」「口どけ控えめ」といった宣伝文句もある。こうした記述はカロリーを削減する目安にならないので注意したい。厚生労働省は「必要に応じてカロリーを減らした食品を取ることはいいが、大事なものはバランスの取れた食事(生活習慣病対策室)と指摘。偏りのない食生活をするように呼び掛けている。

国が10～5年に実施した調査によると、内臓脂肪が増えて、血圧や血糖値に悪い影響が出るメタボリックシンドロームに該当する人は、四十七十四歳だけで約九百二十万。一歩手前の状態にある「予備軍」約九百八十八万人と合わせると約千九百万人と推計されている。エネルギーの取り過ぎを避けることは、自分でもできる防の柱だ。そうは言っても「好物をおきらめられない」という人にとってカロリー(熱量)を減らした食品は、ありがたい存在だ。問題は「オフカット」といった数値による表示のほかに、さまざまな言い回しがあるため、消費者の理解が追いつかない例があることだ。東京都内に住む会社員の山本直人(42)は「仮名は太り過ぎを気にしている。ウエストのサイズが八七センチあり、メタボ

カロリーオフとゼロカロリーの違いがのっています。健康問題への関心の高さが商品のカロリー表示に表れてきています。自分の価値判断の広さや、多様性が今求められています。

『岩手日報 2007(平成19年)年6月4日(月)より』







□ 学習課題 3 □

あなたならどのジーパンを選びますか

■ 学習のねらい ■

- いろいろな観点から商品を選択することができる。
- 衣類のリサイクルについて関心をもつことができる。

1 見つめよう

◇ 3つのジーパンを見て、あなたならどのジーパンを選びますか。また理由は何ですか。

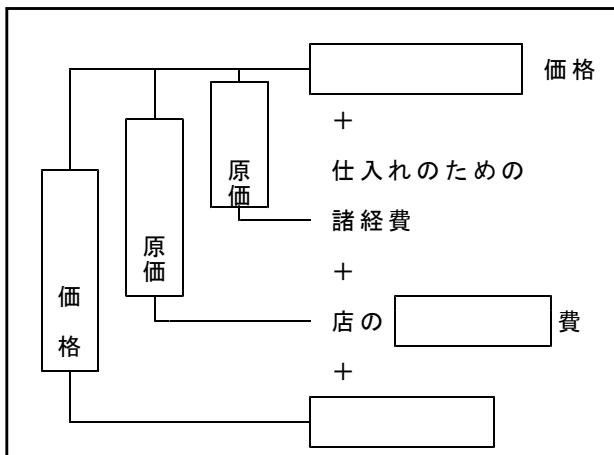
◇ 商品の価格はどのように決まるのでしょうか。



2 追究しよう

(1) 商品の価格の決まり方 (→ P15)

◇ 販売価格はどのように決まるのでしょうか。



◇ なぜ、安い商品ができるのでしょうか。

◇ 安い商品の特徴を考えてみましょう。

(2) 自分のファッションへのこだわりについて考えてみましょう。(→ P15)

(3) 着用されなくなった衣類のリサイクルについてどう考えますか。(→ P16)

3Rとは・・・  
Reduce (リデュース) 不必要な物は買わない  
Reuse (リユース) 繰り返し使う  
Recycle (リサイクル) 資源に再生して利用する

リサイクルと再利用

3R

### 3 考えをまとめよう

◇あなたならどのジーパンを選びますか？理由も書きましょう。

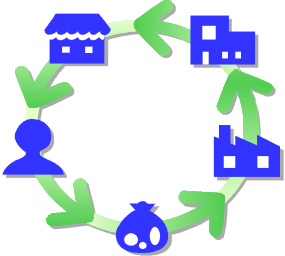
わたしは	<input type="text"/>	を選びます
理由は	<input type="text"/>	からです。

選ぶときの条件 物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

◇着用しなくなったジーパンを活用する方法を考えてみましょう。

絵を描いてみましょう。



### 5 生活に生かそう

◇商品やサービスを購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください）

★いろいろな観点から商品やサービスを選択することがわかりましたか。

A：とても  B：まあまあ  C：あまり  D：全然

★学んだことを生活に生かそうと思えましたか。

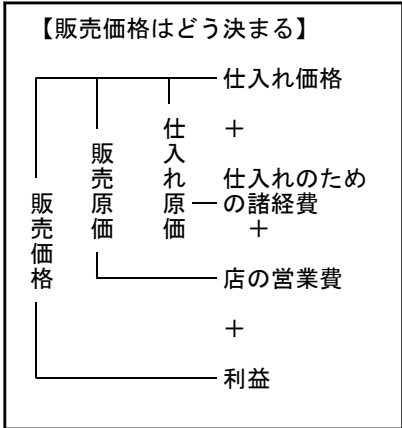
A：とても  B：まあまあ  C：あまり  D：全然

**その1 商品の価格の決まり方**

一般に商品の価格は、品物の品質や提供のされ方の違いによって異なります。教科書のほうれんそうのように、栽培方法や人件費、輸送費、流通経路などによって違ってきます。

現在のように物価が下落している経済では、商品の価格を低下させないと売上額も増えないため、低価格競争が進んでいます。例えば、「百均」や「無印商品」の人気、「ディスカウントショップ」「大型店」の進出などです。

一方では、高級ブランド志向の増加や、高価格の限定商品がすぐ売れきれするなど、自分の生活の豊かさを求めたライフスタイルの定着も進み、商品の選択の基準は「安い」だけではない時代になっています。



**その2 戦後のファッションの歴史**

衣服選択のポイントにデザインが上げられます。日本のファッションの歴史を紹介します。

◆50年代ファッション◆

◇シネマファッション→映画がファッションリーダー。1953年の『君の名は』の「真知子巻き」や1954年の『ローマの休日』のヘップバーンカットが代表的。

◇太陽族→『太陽の季節』石原慎太郎のファッション。アロハシャツにマンボズボン、サングラス。

◆60年代ファッション◆

◇アイビー・ルック→アメリカ東海岸の名門8大学アイビーリーグから。ボタンダウンのシャツ。

◇ミニスカート→1967年にモデルのTwiggyが来日し日本でも大流行。膝上30cmが人気。

◆70年代ファッション◆

◇ジーンズ→ヒッピー（伝統や制度に反対する若物）が世間に広め、最先端ファッションとしてジーンズが認識される。当時はラッパのように裾が広がったデザインと上げ底靴のスタイル。

◇ニュートラ→ファッション雑誌の創刊があいつぎ、そこから火がついたブーム。神戸発のお嬢様風ファッションスタイルで、ニュートラディッシュナルを「ニュートラ」と雑誌が名付けた。（横浜元町発は「ハマトラ」）

◆80年代ファッション◆

◇DCブランド→デザイナー&キャラクターブランドの略。「ワイズ」「コム・デ・ギャルソン」など。

◇ボディコン→ボディ・コンシャスの略。体のラインを強調したスタイル。はじめは通勤着のスーツが主流であったが、のちに遊び着として定着する。

◆90年代ファッション◆

◇グランジ・ファッション→グランジ・ロックから派生。着古してすり切れたネルシャツやカーディガン、穴のあいたジーンズやスニーカー。

◇ヒップ・ホップ・ファッション→ニューヨークの黒人文化そのものとして誕生。トレーナー、金の鎖、スニーカー、スポーツ用ジャージがベース。

**コラム “ジープンの歴史”**

現代のジーンズは、ヨーロッパで生まれたデニムをアメリカに持ち込んだリーバイ・ストラウスの発案によって誕生した。その起源は15世紀、イタリアの港町ジェノバで作られた厚く丈夫な布地、あるいはその布地でできたパンツを着用していた水夫をジェノイーズと呼んだのが語源といわれる。アメリカではリーバイ・ストラウムがこの生地をインディゴで虫除け、蛇避けをかねて染めた物がブルージーンズの発祥である。1955年の「理由なき反抗」でジェームス・ディーンが着用していたことから、世界中の若者の間に普及していった。日本では敗戦後、アメリカ軍（G I）が放出した古着の中に大量のジーンズがあり、当時の若者が着用した。ジープンは日本の呼び方で、G Iがはいていたパンツからとったという説が有力である。2004年1月に、アメリカのリーバイ・ストラウス社が閉鎖となり、人気は現在に続いている。

### その3 衣類のリサイクル活動

現代の衣生活においては、衣類を安く購入できることから、家庭で作るより買うことが多い消費中心の生活になってきています。このような消費生活では、「おさがり」や「繕って着る」、「膝当てをして着る」ことが少なくなっています。

様々な理由で着なくなった衣類がみなさんの家庭にもありませんか。その活用方法はいろいろあります。「譲る」、「フリーマーケットに出品」、「寄付する」、「リフォーム」、「ぞうきんにする」などです。

ある企業で行っている衣類の全商品リサイクル活動について紹介します。回収した衣料はエネルギー資源や繊維へとリサイクルするとともに、救護衣料としてリユースするなどしています。

衣類に限らず、廃棄した自動車や携帯電話などのリサイクルや、食品加工途中で廃棄されたものをエネルギーの資源に利用など、企業においても環境に対する施策が問われています。

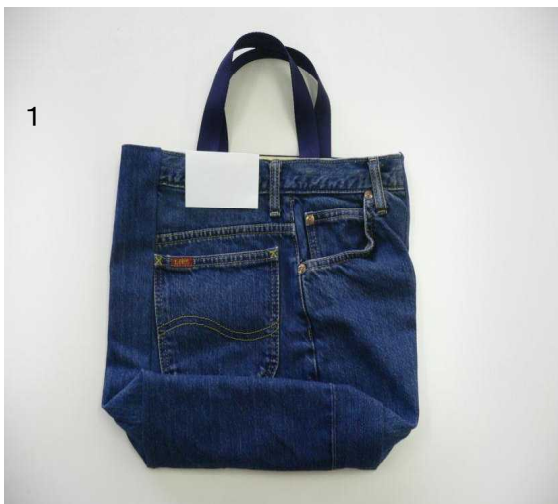
環境に配慮した商品や企業の選択・購入は、商品を選ぶ一つの視点となるでしょう。

＜リサイクル活動内容（2007年3月度）＞

- ◆回収点数 : 約300,000点
- ◆リサイクルの内訳 : リユース（発展途上国への支援）するもの 約79%  
リサイクル（電気エネルギー）するもの 約20%  
リサイクル（ウエス・断熱材）するもの 約1%
- ◆今回のリユース先 : アフリカのタンザニア、ウガンダの難民キャンプへ寄贈

### その4 ジーパンのリフォーム

ジーパンのリフォームの写真を紹介します。



#### ★ 作品の紹介 ★

- 1 トートバッグ  
（ポケットをそのまま利用）
- 2 レターラック  
（すそのはぎれを利用）
- 3 肩かけバッグ  
（腰部利用）
- 4 バッグ  
（足部）
- 5 帽子  
（足部）



岩手県立総合教育センター 製作

**□ 学習課題 4 □**  
**あなたはどの販売方法を利用しますか**

- 学習のねらい ■**
- 商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択することができる
  - 通信販売を利用するときの注意点を理解することができる

**1 見つめよう**

◇クラスメートの通信販売の利用状況を知りましょう。

◇疑問に思ったことや、課題は何ですか。



**2 追究しよう**

(1) いろいろな販売方法の特徴

**販売方法**

店舗販売	無店舗販売	
	通信販売	訪問販売
◇スーパー、コンビニ、デパート、八百屋、肉屋 ・商品を直接見て買える	◇カタログ、雑誌、テレビ、インターネット ・買い物に行く手間が省ける	◇化粧品、食品、さお、教材 ・家庭で買い物ができる

※その他の無店舗販売・・・街頭販売、自動販売機、移動販売

(2) 支払いの方法

**支払い方法**

[ ] 払い	即時払い	[ ] 払い
テレフォンカード、図書カード、定期券 ○お金と同じに使える △使い忘れる	現金、(デビットカード) ○自分の小遣いや収入に見合った買い物ができる △現金がないと買えない	通信販売の支払い、電話料金、電気・水道料金、クレジット ○現金がなくても利用できる △使いすぎる

(3) 通信販売を利用するときの条件 (→P19)

**通信販売の利用**

- ①カタログや説明書を取り寄せ、商品について調べ、( )してから注文する。
- ②カタログや広告は、商品を使用するまで( )する。
- ③送料の負担・代金の( )方法・商品の引き渡し方法・( )  
 ・交換はできるか、解約手数料等を確認する。
- ④通信販売の場合は( )マークがついているかを確認する。
- ⑤取引の際、( )の入力は最低限にする。



### 3 考えをまとめよう

◇あなたはどの販売方法や支払い方法を利用しますか。下の表の空らんを書いてください。

①スポーツ飲料	②単行本	③Tシャツ
を選ぶとしたら		
販売	販売	販売
で購入します。支払い方法は		
払い	払い	払い
です。この販売方法を選んだわけは次のとおりです。		

物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

◇みんなが選んだ販売方法や支払い方法について意見交流をしましょう。

◇参考になった意見をメモしておきましょう。（誰の意見かわかるように書きましょう）

### 5 生活に生かそう

◇通信販売を利用するとき気をつけたいことは何ですか。

◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください。）

★商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択できましたか。

A : とても       B : まあまあ       C : あまり       D : 全然

★学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても       B : まあまあ       C : あまり       D : 全然



**その1 いろいろなカード**

あなたは何枚カードを持っていますか。カードには大きく分けて、身分を証明するカードとお金を払うためのカードがあります。(お店のポイントカードはこれ以外のカードになります。)

お金を払うためのカードは、下のように、目的や払い方によって、名称や機能が異なります。中学生や高校生は、安定した収入がありませんので、信用を意味するクレジットカードやローンカードを作ることはできません。現在では、無担保・無保証で信用審査がゆるやかな無人契約機もあり、借金がふえ、多重債務や自己破産する若者が急増しています。自分の収入(小遣い)に見合った、消費生活の在り方を考えなければならないと思います。

【カードの種類】

代金を支払うカード			現金を引き出すカード	
前払い	即時払い	後払い	他人のお金を借りる	自分のお金を引き出す
プリペイドカード	デビットカード	クレジットカード	ローンカード	キャッシュカード
あらかじめ代金を払って購入。図書カード、テレホンカードなど。	買い物したときにその場で自分の口座から引き落とせる。	代金の支払いを後払いや分割払いにできる。	お金を借りるためのカード。	自分の口座のお金を機械で出し入れするためのカード。

**その2 通信販売を利用するには**

**通信販売の特徴**

便利なところ	気をつけたいところ
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自分のペースでゆっくり商品を選べる。</li> <li>◇在宅で手軽に購入できる。</li> <li>◇大きな商品も購入できる。</li> <li>◇店舗で購入するより早く手に入ったり、サイズの種類が多かったりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現物を見られないので、思った物と違うこともある。</li> <li>◆届いた物が、破損していたり、違っていた場合の変更が困難。</li> <li>◆商品の受け取りと支払いが同時でないことなどからトラブルが起きている。</li> </ul>

**通信販売でトラブルに合わないためには**

- 1 より詳しいカタログや説明書を取り寄せて、商品について調べ、納得した上で注文する。
- 2 カatalogや広告は、商品を使用するまで保管する。
- 3 価格・送料の負担・代金の支払い方法・商品の引き渡し方法・解約手数料などを確認する。
- 4 商品が届いたらすぐ開封する(破損・間違いの点検)
- 5 前払いは避ける方がよい。商品が届かない場合がある。
- 6 クーリング・オフ制度は適用されない。
- 7 取引の際、個人情報の入力是最小限にする。(個人情報悪用防止のため)
- 8 返品が可能かどうか必ず確認する。返品についての表示がなにもなければ返品できる。
- 9 私書箱だけで、所在地などの表示がない業者との取引は注意する。
- 10 電話で注文するときは商品などの番号、価格、内容などをはっきり正しく伝え、最後に復唱してもらい、申し込みの日などのメモを必ず残す。
- 11 トラブルにあったら、早めに消費生活センターや、JADMAなどに相談する。(東京都消費生活総合センター「自立した消費者をめざして」消費者教育読本(中学生向け)より)



## ネットショッピングで失敗しないためには

1. 相手を必ず確認しよう  
→会社名、所在地、電話番号、更新日（古いサイトは要注意）
2. 商品やサービスの内容を確認しよう  
→価格、色、サイズ、数量、送料の負担、サービスの内容（メリットはあるかな）
3. 個人情報の入力には慎重におこなおう  
→自分の名前や住所、クレジットカード番号までに
4. 支払いや引き渡しを確認しよう  
→代金の支払い方法、商品やサービスの引き渡し時期や方法  
返品の可否（方法、送料の負担、手数料）

## こんなときはどうすればいいのQ&amp;A

Q1 「前払いをしたのに商品が届かない！」	Q2 「交換したい！」	Q3 「返品したい！」
購入先に連絡し入金を確認する ↓ 不在通知がきてないか確認する ↓ 運送会社に問い合わせる ↓ 購入先に連絡がとれなくなっていたらジャドマへ	販売先サイトの交換に関する内容を確認する ↓ 返品・交換ができませんとあったらあきらめる ↓ 一応販売先へ交渉してみる	販売先サイトの交換に関する内容を確認する ↓ 返品・交換ができませんとあったらあきらめる ↓ 一応販売先に交渉してみる ↓ 広告と実物があまりにも違いすぎたらジャドマへ

## その3 通信販売・ネットショッピングのトラブル

## 通信販売

雑誌の広告を見て、スポーツシューズを買おうと思い、業者に電話をかけた。ほしいサイズはないとのことだったが「大きめにできているので大丈夫」といわれて申し込み、代金も支払った。しかし、やはり小さいので、解約を申し出たら断られた。



## 解決方法と対策

靴は、特に現物確認が必要で、通信販売で買うことはあまり向いていない。サイズが同じでもメーカーやデザインによって合わないことがあるので、実際にはいてみて、足に合うかどうか確認する。靴以外でもファッション性のある商品は、色や風合いなどに微妙な差があるため、現物を確認して買うことがよい。業者が大丈夫といったのに、小さくて入らないのだから、説明と実際が違うことを理由に、返品・返金の交渉を試みる。また、通信販売を利用するときは、自主的にクーリング・オフ制度を定めている業者（JADMA）を選ぶとよい。

## ネットショッピング

インターネットで、通常の70%の販売価格で、数台限定のゲーム機を見つけの購入することにした。住所や名前などの個人情報を入力して、銀行に代金を振り込み商品が届くのを楽しみに待っていたが、なかなか商品が届かない。あわてて事業者に連絡を取ろうとしたら、ホームページが消えてしまい、連絡がとれなくなってしまった。

## 解決方法と対策


詐欺被害もあるネットショッピング。代金を前払いさせて「雲隠れ」するケースも少なくない。「信頼できる相手と取引をすること」「前払いは避ける」ことがポイント。疑問があったらメールで問い合わせしてみる。そのときの対応で、信頼できるかどうかある程度わかるはず。申し込み時のHPの画面は、プリントアウトしておくこと。

**□ 学習課題5 □**  
**消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか**

**■ 学習のねらい ■**  
 悪質商法などのトラブルの例を知り、対処の方法を理解することができる。

**1 見つめよう**

◇消費トラブルの例（寸劇）を見て感想を発表し合おう。

◇消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。  
 

**2 追究しよう**

(1)いろいろな悪質商法の例を知ろう。(P 38~39) **悪質商法**

悪質商法名	トラブルの内容
①悪質な（ ）	消火器や住宅リフォームなど、訪問して無理矢理契約させる。
②（ ）	街角で声をかけ、喫茶店などに連れていき商品を買わせる。
③（ ）	電話や葉書で商品が当たったと呼び出し、違う物を買わせる。
④（ ）	知人に商品を紹介して購入してもらおうと儲かると言われ、はじめに大量の商品を購入させられる。
その他→携帯トラブル、振り込め詐欺、架空請求、点検商法、催眠（S F）商法、資格商法 ネガティブオプション（送りつけ商法）、無料商法、内職商法、おとり広告、デート商法	

(2)消費者保護の権利と責任を知ろう（→P 25）

◇消費者の権利

- 選ぶ権利
- 知らされる権利
- 安全を求める権利
- 意見が反映される権利
- 消費者教育を受ける権利

**消費者の  
5つの権利**

◇消費者の責任

- 批判的意識
- 自己主張と行動
- 社会的関心
- 環境への自覚
- 連帯
- 消費者保護

**消費者の  
5つの責任**

**消費者の権利と責任**    **消費者保護の法律**

(3)クーリング・オフ制度を知ろう。（→P 24）

◇悪質商法に限らず、いったん契約したものであっても、一定期間内であれば解約できる制度のこと。

- ◆条件◆**
- ①（ ）以外の場所であること。
  - ②指定された物やサービスのみ。
  - ③（ ）日間以内であること。  
※マルチ商法は20日間
  - ④配達記録郵便を利用すること。
  - ⑤通信販売はクーリング・オフができない。

**クーリング・オフ制度**

(4) トラブルにあったときの相談機関 (→P26)

「岩手県立県民生活センター」「県南広域振興局地域支援部 (花巻市役所)」「東和総合支所」

**相談機関**

### 3 考えをまとめよう

◇ 次の消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。具体的にどんな言動をとるか意思決定しましょう。

① 街で、「アンケートをお願いします」と声をかけられたら？

② 今のままの成績では志望校に合格できないと言われ、学習教材をしつこく勧められたら？

③ 「〇〇に入会ありがとうございます」という、身に覚えのない高額な請求書がきたら？

④ ①の後、高額な英語教材を契約してしまったが解約したいときは？

**消費トラブルの対処**

### 4 実践しよう

◇ シナリオ集を参考にロールプレイングをしてみましょう。

役柄は自分たちで決めます。どの事例でもかまいません。

どんな気持ちの変化があるか、考えながら演じてみましょう。

(シナリオP38～39)

◇ 資料P26の「契約解除通知」を書いてみましょう。



### 5 生活に生かそう

◇ 消費トラブルにあわないようにするためには、どんなことに気をつけるといいですか。

◇ 今日の自己評価

★ 契約解除通知を書くことができましたか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

★ 学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

その1 トラブル事例&解決方法と対策

訪問販売～学習教材の場合～

無料体験の学力テストをしてみないかとしつこくせまり長時間いすわる。「無料なら」と家族や本人の了解をとり、テストを行う。その後テスト結果から「このままでは志望校に合格できない」「今ならキャンペーン中で安い教材が手に入る」「教材を購入すれば成績がぐんぐん上がる」などと、誇大表現し高額な教材の契約をさせる。

解決方法と対策

教材の金額は様々だが、3年間の教材で50～100万円するものもある。事業所によっては、高校の偏差値の資料を配付したり、先生方も勧めているというような情報を流したりし、消費者の不安をあおっている。契約してから8日間以内であれば、「クーリング・オフ」が適用になるので、契約の解除の手続きを行うこと。長期にわたって受けるサービス取引は、中途解約ができるものもある。同じような教材販売や家庭教師のあっせん「電話勧誘販売」もある。そのような電話はすぐ切ったほうがよい。

携帯電話<架空・不当請求>

- ①携帯電話にメールが届き、無料とかかれたURLをクリックしたら、「登録完了」となった。その後、高額な料金を請求され、払わないと自宅に回収に行くと言われたメールが届いた。
- ②携帯の無料サイトにアクセスしたら有料サイトにつながり、個人識別番号が表示された。個人情報を知られてしまいどうしたらいいかわからない。

解決方法と対策

どちらのケースも契約内容を承諾してクリックしていないので、契約は成立していない。電子商取引（インターネットなどの情報技術を利用した取引）では、消費者の意思を確認する画面を設定していないので、支払う必要はない。「個人識別番号」は電話機の固有情報である。対策としては、「毅然とした態度で無視する」「請求のはがきやメールは証拠として保管すること」「家族や周囲に相談すること」「請求書の電話番号に自分からかけない」「個人情報教えない」がある。

キャッチセールス

私は20歳の専門学校生。街を歩いていたらかっこいい男の子に声をかけられた。「今、モデルのキャンペーンをやっているんだけど」「えっ、モデル？」「君かわいいからモデルになれると思うよ。今あのビルで説明会をしてくるから行って見ない？」と誘われビルの中に。そこはエステ店。男の子はいなくなって、代わりにきれいなお姉さん。「化粧品に興味ある？」と聞かれ、化粧品を勧められた。今ならエステの無料券もつくし、月々1万円の支払いなら大丈夫よと言われ、40万円で契約することにした。

解決方法と対策

これは高額な商品をお金を稼ぐのが目的の悪質商法。化粧品や絵画、アクセサリ、英会話教材、エステやリゾートホテルの会員権などを売るために、「アンケートをお願いします」「映画は好きですか」など、興味を引くことをいって店舗や喫茶店に引き込むので注意すること。こちらもクーリング・オフができる。送られてきた荷物も着払いで送ること。異性の誘いを利用した「デート商法」や「モニター・モデル商法」もある。

継続的役務取引（エステ・語学教室・学習塾）

英会話の無料体験をしてみないかと声をかけられ体験する。「素質がある。すぐうまくなれる」と言われ契約することにした。「無料体験をしたので、最低1ヶ月は契約してください」といわれ、6ヶ月30万円で契約することにした。「1ヶ月間受講し放題なので毎日きてもらっても大丈夫」といわれたが、実際予約をとろうとすると、いつもいっぱい予約できない。解約を申し入れたら、「1ヶ月は解約できない」といわれた。

解決方法と対策

契約をしてしまった場合、8日以内であれば、クーリング・オフができる（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室は事業所であっても対象）。クーリング・オフでは、商品を受け取ったり、サービスが提供された後であっても、全額返金される。クーリング・オフの期間が過ぎた後でも、法律のルールに基づく中途解約ができる。違約金の定めがあっても、法律のルールによる。サービスの分だけ支払い、まだ提供を受けていない分は返金を求めることができる。

## その2 クーリング・オフ制度

### クーリング・オフ制度とは

英語のCooling-off。消費者が「冷静に考える期間」を意味する。考え直す期間を消費者に与え、この期間内であれば消費者から一方的に申し込みを撤回できる制度。右のような書面で、配達記録郵便を利用します。

解約できるのはどこで契約した場合  
営業所（店舗）以外の場所

### クーリング・オフの期間

キャッチセールス・ アポイントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
継続的役務取引 (家庭教師派遣・外国語教室など)	8日間

### クーリング・オフができない場合

- ①通信販売（インターネット・携帯サイトも含む）
- ②総額が3,000円未満の現金取引
- ③消耗品を一部使ってしまったとき
- ④クーリング・オフ期間を過ぎたとき
- ⑤乗用自動車

**契約解除通知**

左記の契約を解除します。

一、契約年月日 記

二、商品名

三、契約金額

四、締結場所

○なお、支払い金額の宛の  
○口座番号○行の支店の  
○振込先で○引き取りたい  
商品は○です。

平成○年○月○日

住所 氏名

通信販売には法律によるクーリング・オフ制度はないが、自主的に実施しているジャドママークのある業者を利用するといいでしょう。



期間が過ぎても、販売方法に問題がある場合は解約できることもあります。消費生活センターに相談しましょう。

## その3 被害にあわないためには

**被害にあわないために！**

1. いらぬものははっきりと断る  
「いません」「帰ってください」
2. 困ったら家族や知人に相談する
3. うますぎる話は信用しない
4. その場で契約しない
5. 商品やサービスの内容や金額を十分に検討する

年代別にこんな被害の特徴が・・・

- ★中高生→携帯、パソコン情報関係  
架空請求、高額請求
- ★若者→キャッチセールス、マルチ  
商法、資格商法、アポイント  
メント商法、無料商法、  
架空請求、語学教室
- ★社会人→電話勧誘による資格商法  
語学教室、エステ
- ★主婦→内職商法、点検商法、無料  
商法、パーティ商法、おとり  
広告
- ★高齢者→振り込め詐欺、点検商法、  
催眠（SF）商法  
利殖商法

## その4 消費者の権利と責任

### 消費者保護

科学技術や経済が高度化、複雑化してきている現代の経済社会の仕組みのもとでは、消費者は商品やサービスについての知識・情報、価格の決定に関して、事業者に対して弱い立場に置かれています。このような中で消費者が不利益をこうむらないために、さまざまな法令によって保護されています。しかし、不二家やミート社の牛ミンチ偽装問題などの消費者問題も後を絶たず、消費者は一定の情報をもち、自ら行動を起こしていく必要があります。こうした消費者の立場を保障する視点から、消費者が持つべき基本的な権利として「消費者の権利」が主張されています。(P 18 参照)

### 消費者保護基本法から消費者基本法へ

戦後の日本高度成長期の大量生産・大量販売の過程で、消費者問題が社会的な問題として取り上げられ、1968年に消費者保護基本法が制定されました。これは消費者保護の憲法であり、国や地方自治体、企業がなすべきことが明確になりました。この法律はその後、それまでの行政による業者の規制による消費者保護から、消費者が権利の主体として、自立できることを支援する内容に改正され、名称も「消費者基本法」と改められました。(2004年)

### 消費者の5つの権利と5つの責任～権利には責任がともなう！～

これまで行政の動きは、消費者を保護するほうに向いていました。しかし最近はいろいろな規制をなくす方向にあり、事業者と消費者は、お互いの責任で取引を行うことが求められています。私たちは、消費者としての権利と責任を自覚し、日々の生活でよりよい選択をすることが大切です。

5 つ の 権 利	選ぶ権利	満足できる物資・サービスを、多くの競争の中から公正な価格で購入できる。
	知らされる権利	正しい選択のために必要な情報が提供される。
	安全を求める権利	健康や安全が保護され、守られる。
	意見が反映される権利	政策や商品の改善・改良に生かしてもらうため、消費者の意見や要望を行政や業界に聞いてもらう。
	消費者教育を受ける権利	消費者の権利や義務について学び、必要な知識や能力を得る。
5 つ の 責 任	批判的意識をもつ責任	物資やサービスの用途、価格、質に対し、敏感で関心や疑問をもつ。
	主張し行動する責任	正しいことは主張し、公正な取り扱いを求めて行動する。
	社会的弱者への配慮をする責任	消費者自身の行動が、他者に与える影響や、社会に与える影響を考え、とりわけ弱者に及ぼす影響を考える。
	環境への配慮をする責任	自らの消費行動が環境に及ぼす影響を考える。
	連帯する責任	消費者の利益を擁護し、促進するため、消費者として団結し、連帯して活動する。

消費者保護の基本的な法律

【消費者基本法】

消費者の安全と選択の機会が確保される権利と、消費生活の安定・向上のために、行政、事業者、消費者の三者の責務や役割を定めている。消費者の自立支援が基本理念となり、消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得すること、自主的かつ合理的に行動できるように努めることが記される。

【消費者契約法】

消費者が事業者が結ぶすべての契約に適用される。事実と違うことをいわれたなど、問題ある販売で契約した場合は、契約を取り消すことができる。  
例)  
・ウソの情報を与える  
・不確実な情報を告げる  
・不利益な情報を提供せず  
・勧誘の場所に居座る

【製造物責任法 (PL法)】

1995年施行。商品の欠陥による被害救済のための法律。法施行後、相談件数が多く、拡大損害の多いものは「健康食品」。最近ではナショナルの暖房機、パロマのガス湯沸かし器の事故などが問題となっている。

私たちを守る相談機関

岩手県立県民生活センター  
盛岡市中央通3-10-2  
019-624-2209

県南広域振興局花巻総合支局  
地域支援部 (花巻市役所)  
22-4911  
内線216・217

東和総合支所生活環境課  
42-2112 (直通)

消費生活関連のホームページ

消費生活で何か困った事があったら、左記の相談機関に連絡しましょう。また、下記の消費生活関連ホームページでは、消費者に様々な情報提供や支援を行っています。なにかのときは利用してください。

- ◇国民生活センター
- ◇消費者教育支援センター
- ◇盛岡市消費生活センター
- ◇仙台市消費生活センター
- ◇東京都消費生活センター
- ◇内閣府「消費者の窓」
- ◇金融広報中央委員会
- ◇岩手県金融広報委員会



**契約解除通知**

左記の契約を解除します。

記

一、契約年月日

二、商品名

三、契約金額

四、締結場所

なお、支払金額の ( ) (円を)

( ) (銀行) (支店)

の普通口座番号 ( ) (宛に振り込んで)

ください。商品はすぐ引き取ってください。

平成 年 月 日

住所

氏名

クーリング・オフの契約解除通知を書いてみましょう。商品や値段は自分で決めましょう。



□ 学習課題 6 □

3 Rの推進のために自分ができることは何ですか

■ 学習のねらい ■

- 自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。
- ごみの分別をすることができる。

1 見つめよう

◇あなたは昼食のない日は、昼食に何を持ってこることが多いですか。下から選んで○をつけてください。

◆手作り派 ( お弁当 おにぎり サンドイッチ その他 ( ) )

◆購入派 ( お弁当 おにぎり サンドイッチ 菓子パン その他 ( ) )

◇“手作り”と“購入”のそれぞれの特徴を考えてみましょう。

手 作 り	購 入
○	○
△	△



2 追究しよう

(1)それぞれの商品を容器から出し、容器のかさや重さがどれくらいか調べてみましょう。

商品			
かさ			
重さ			
気づいたこと			

(2)花巻市のごみの現状を知りましょう。(→P29)

(3)容器包装リサイクル法とは・・・( )に係る( )収集及び( )化の促進等に関する法律のこと  
(→P29)

対象品目は、現在は次の10品目

ガラスびん無色、茶色のびん、その他のびん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙パック、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、段ボール

**使い捨て容器とリサイクル可能な容器** **消費生活への環境への影響**

(4)花巻市のごみの分別方法を知りましょう。(→P31)

**ごみの分別**

### 3 考えをまとめよう

◇3Rの推進のために自分ができることを考えてみましょう。現在の自分の生活を振り返り、考えをまとめてみましょう。

現在の自分を  ということが  
振り返ってみると  がわかりました。



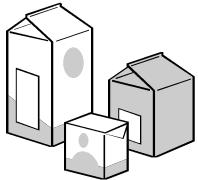
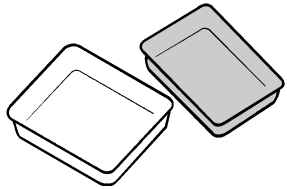
3Rの推進のために今  
自分ができることは  です。

そのために  に注意したいです。

環境に配慮した選択・購入 3R ごみを少なくする暮らし方 リサイクルや再利用

### 4 実践しよう

◇ゴミの分別のシミュレーションをしてみましょう。

			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

ごみの分別

### 5 生活に生かそう

◇さまざまな環境に配慮した行動があります。今日からあなたができることはなんですか。あとでやってみたいことはありますか。

◆できること

◆後でやってみたいこと

◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください）

★ごみの分別ができましたか。

A：とても  B：まあまあ  C：あまり  D：全然

★学んだことを生活に生かそうと思えますか。

A：とても  B：まあまあ  C：あまり  D：全然

## その1 花巻市のごみの現状

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	13,298	14,393	14,607	15,781	16,227
	燃やせないごみ	2,115	2,114	2,053	2,034	1,956
	粗大ごみ	20	81	93	5	3
	資源ごみ	582	795	821	988	967
	家庭系ごみ計	16,015	17,383	17,574	18,808	19,153
事業系 ごみ	燃やせるごみ	13,415	14,234	15,366	16,237	16,657
	燃やせないごみ	522	493	712	702	618
	粗大ごみ	229	261	321	254	237
	資源ごみ	20	20	18	19	15
	家庭系ごみ計	14,186	15,008	16,417	17,212	17,527
合 計	燃やせるごみ	26,713	28,627	29,973	32,018	32,884
	燃やせないごみ	2,637	2,607	2,765	2,736	2,574
	粗大ごみ	249	342	414	259	240
	資源ごみ	602	815	839	1,007	982
	ごみ収集量合計	30,201	32,391	33,991	36,020	36,680
	集金回収	4,472	4,449	4,591	5,096	4,723
	ごみ発生量合計	34,673	36,840	38,582	41,116	41,403

※燃やせないごみにはびん類、有害ごみも含む ※資源ごみ：ペットボトル、その他プラスチック  
(花巻市ホームページより)

## その2 容器包装ごみと容器包装リサイクル法

## 容器包装リサイクル法

ごみを削減し再資源化を進めるために、「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集び再商品化の促進等に関する法律)が1997年に施行されました。分別収集対象品目は当初7品目(ガラスびん無色・茶色・その他、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙パック)、2000年から3品目(その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、段ボール)が加わり、10品目になっています。ガラスびん(90.3%)、スチール缶(87.5%)アルミ缶(81.1%)は、比較的高いリサイクル率が実現されていますが、他の容器では十分進んでいないのが現状です。特にペットボトルは、生産量が年々ふえており、費用がかかることや、時間的に資源化が追いつかない状況にあり、毎年22万トンがリサイクルされずごみとなっています。

## 容器の値段

容器包装ごみは、容積で家庭ごみの60%、重量で30%を占めています。

年々ふえるごみの背景には、私たちの食生活の変化や、過剰包装の商品の増加、容器や包装材が運びやすくじょうぶなプラスチック製品に変わったことなどがあげられます。

容器や包装材は、昔は木や紙、竹の皮といった天然素材で作られていたので自然に戻るものでした。

食品の容器にも値段があります(次のページ表参考)。つまり、私たちが支払う商品の代金の内訳には、原材料費・加工費・輸送費・人件費プラス容器包装の値段もはいつているのです。

容器包装リサイクル法によって、自治体が回収を進めていますが、費用的にも、場所的にも、どこ自治体も頭をかかえる現状です。

ごみ減量のための消費者の意識が今問われています。

容器の値段

容 器	1 個の価格
アルミ缶 350ml	28円
スチール缶 350ml	28円
1ℓペットボトル	47円
2ℓペットボトル	62円
カップラーメン	40～60円
食品トレイ	4～15円
牛乳パック1ℓ	10円
レジ袋	5円

容器にかかる値段がこんなにするのです。  
商品の原価は一体いくらでしょうか・・・

『3Rを確認しよう』

削減

★リデュース (Reduce)  
＝ごみを減らす・・・ごみになるもの必要のないものは買わない

再使用

★リユース (Reuse)  
＝繰り返し使う・・・使えるものは捨てないで繰り返し使う

再生利用

★リサイクル (Recycle)  
＝再資源化・・・資源に再生して利用。お金がかかる。ごみの全体量がふえると環境への影響は減らない。

その3 環境にやさしいエコクッキング (環境に優しい料理)

家庭ごみのうち台所からでるごみの内訳は、52.8%が調理くず、35.7%が食べ残しです。捨ててしまう食品や野菜の皮などを使って、調理することで、台所のごみも減量できます。

また熱効率のよい省エネ料理や、水の節約など、台所からできるエコが今話題になっています。具体的に台所でできるエコを紹介します。



- ・だいこんの皮のきんぴら
- ・キャベツまるごと料理
- ・いわしの骨せんべい
- ・残り野菜スープ
- ・残り野菜のお好み焼き
- ・残りご飯せんべい

- ・煮しめをカレーに
- ・煮しめを天ぷらに
- ・煮しめから酢豚に
- ・カレーをコロケに
- ・カレーをカレーうどんに

- ・トレイにのっていない魚や野菜があれば選択
- ・ばら売り
- ・魚屋・肉屋・八百屋さんも利用してみる

- ・エコバッグをもっていく
- ・買い物が少ないときは袋を断る
- ・箸やおしぼり、スプーンなどは最小限に

◆買い物◇	ごみの少ない商品の選択 環境に配慮した容器包装 エコバッグを持参
◆料理◇	省エネ料理 皮や葉を使った料理 残り物変身料理
◆片付け◇	水の節約 水の汚れを防ぐ 生ごみの上手な処理

- ・炊飯と一緒にゆで卵
- ・野菜のゆで汁からスープ
- ・複数食材を一緒にゆでる
- ・一つのフライパンで複数調理

- 電子レンジを上手に使う
- ・ポテトサラダ
  - ・かぼちゃサラダ
  - ・中華風冷やしなす
  - ・ホワイトソース
  - ・簡単ケーキ

- ・水はためて使う
- ・米のとぎ汁の利用を工夫
- ・洗剤は油汚れだけ
- ・三角コーナーはネット使用
- ・生ごみは家庭で処理できると生ごみは減る

その4 ごみの分別の方法

花巻市の分別収集と資源回収

分別収集するもの		資源回収するもの	
ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ	紙類	新聞紙・チラシ 雑誌 段ボール 牛乳パック
リサイクルする資源	プラスチック ペットボトル その他のプラスチック ガラスびん 無色透明 茶色 その他の色	鉄類	スチール缶 その他の鉄類
		アルミ	アルミ缶
紙類	その他紙製容器包装	びん類	一升びん・ビールびん



ごみを出す際の注意と資源回収品目を出す際のポイント

市が分別収集するもの		
<p><b>燃やせるごみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇生ごみはよく水を切る</li> <li>◇たけぐし、かみそりは紙に包む</li> <li>◇破碎処理（燃やせないごみ）できないものは燃やせるごみ</li> <li>◇容器包装物でも、洗にくい、洗えないものは燃えるごみへ</li> </ul>	<p><b>燃やせないごみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇リサイクルできない油のびんなど</li> <li>◇汚れがとれにくい缶</li> <li>◇危険なものは紙などに包んで表示して</li> <li>◇スプレー缶は中身を抜いて2～3箇所穴をあける</li> <li>◇乾電池は透明な袋に入れて</li> </ul>	<p><b>ペットボトル</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇このマークに注意</li> <li>◇ふたとラベルをとってよくすすぎよく乾かす</li> <li>◇マークがあっても油のものは燃やせるものへ</li> <li>◇トレイはその他のプラスチックへ</li> </ul>
<p><b>その他のプラスチック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇箱一弁当、卵パック、</li> <li>◇ボトルー洗剤、シャンプー</li> <li>◇トレイー食品トレイ</li> <li>◇袋ー菓子・パン、レジ</li> <li>◇その他ーペットボトルのふた、発泡スチロールネット</li> </ul>	<p><b>ガラスびん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇飲み物食べ物が入っていたもの</li> <li>◇ふたととってよくすすぎよく乾かす</li> <li>◇「無色透明」「茶色」「その他」に分ける</li> </ul>	<p><b>家電製品・粗大ごみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇家電は「冷蔵庫・冷凍庫」「エアコン」「テレビ」「洗濯機」をさす。</li> <li>◇消費者が料金を支払い小売店に引き取ってもらう</li> <li>◇4品目以外の家電は小型（辺50cm以内）は燃やせないごみ、それ以外は粗大ごみとして清掃センターへ</li> </ul>
資源回収されるもの		
<p><b>紙</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「新聞紙・広告・チラシ」「段ボール」「雑誌・黄ボール（菓子箱・化粧箱）」の3つに分けること</li> <li>◇ごみの減量から紙ひもをつかう</li> </ul>	<p><b>金属</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇アルミとスチールに分ける</li> <li>◇水ですすいで乾かす</li> <li>◇つぶさないで出す（軽くはよい）</li> <li>◇タブはとらない</li> </ul>	<p><b>紙パック</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇中身が白いものに限る</li> <li>◇それ以外は燃やせるごみへ</li> <li>◇水でよくすすぎ、切り開いて乾燥させる。</li> <li>◇十字にひもでしばる。</li> <li>◇プラスチックのふた部分は切り取る</li> </ul>

（「保存版ごみ分別大辞典」花巻市作成より）

その5 マイバッグ持参キャンペーン

『岩手日報2007年6月25日（月）より』



スーパーなどに広がるマイバッグ持参運動。盛岡市は市民への幅広い意識啓発に乗り出す。盛岡市・ジョイスト本店

# マイバッグ持参 盛岡市が率先

## 来月17日から推進月間

### レジ袋減へ職員参加

### 協力店認定、販売要請も

盛岡市は七月中旬から、レジ使用削減を目指し、マイバッグ持参キャンペーンを展開する。「推進月間」を設定し、協力店を認定。市職員に率先したバッグ使用を呼び掛け、普及への取り組みをアピールする。自治体が主体となって重点的なキャンペーンを行う例は珍しく、市民にとれだけ浸透する成果が注目される。

キャンペーンは「買いんか」がスローガン。推進月間は、七月十七日から八月十二日までを予定。消費者まつりとして、レジ袋の「使い」など各種イベントで、用削減協力店の認定制度を設け、初日に認定書交付を行う。

スーパーなどに対し、マイバッグ販売の特設コーナー設置も要請。普及への取り組みが進んでいない小売店などを訪問し、レジ袋削減について協力を求める。

市職員に対しては、臨時や非常勤も含めた約二千九百人に運動参加を呼び掛け、オリジナルのマイバッグも販売。消費者の立場で率先した取り組みをする。市民の意識啓発を図る。推進月間以降も、コン

的な対応に乗り出すこととした。環境省によると、レジ袋の使用枚数は全国で年間約三百億枚。一人当たり三百枚近くになる。最終的には焼却処理され、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生させ

レジ袋使用削減は、環境問題への関心が高まる中、市内のスーパーなどが既に独自の取り組みをスタート。マイバッグの使用推奨▽レジ袋を必要としない人へのスタンプリースト▽買い物かごのレンタルなどを行っている。四月には改正容器包装リサイクル法が施行。国が小売業者などに対し、容器包装の使用合理化のための目標設定などを求める中、市としても総合



盛岡市が行う「マイバッグ持参キャンペーン」の記事を紹介し、盛岡市以外にもこのような取組が広がっています。

「こころ」になる。透させたい。幅広い取り組みを通じ、多くの市民の理解と協力を得ていへる。盛岡市環境問題の理解と協力を得ていへる。盛岡市環境問題の理解と協力を得ていへる。盛岡市環境問題の理解と協力を得ていへる。

### マイバッグ・エコバック

自分のバッグがマイバッグ。商品を入れる物はどんなバッグでもかまいません。最近、最近、スーパーなどで低価格で販売しているのを見かけます。大きさや形もさまざま。かごの形・大きさのもの、冷凍食品専用のポケットのついてるもの、小さくたたためて携帯に便利なものなど。買い物したあとに「袋はいりません」の一言は、少し勇気がいりますが、ときどきだったら言えるかもしれません。自分の使い勝手のよいバッグを探してみませんか。「作ってみる」のもおもしろいかもしれません。



□ 学習課題7 □

あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか。

■ 学習のねらい ■

- 地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫できる。
- 環境に配慮した行動をとろうとする。

1 見つめよう

◇ P35の環境チェックをし、感想を書こう。

◇ あなたは、「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。



2 追究しよう

(1) 「地球に優しい暮らしのためにできること」をテーマに班の意見をまとめましょう。

【手順】

進行役：班長

- ① 自分の意見を、配付された用紙に書きます。 (3分間)
- ② 班で班長から時計回りに、自分の意見を言いながら、大きな用紙に置いていきます。  
置くときに意見が近いもの同士を寄せておくようにします。 (5分間)
- ③ 意見に対して批判してはいけません。途中で思いついたものもどんどん足していきます。
- ④ 近い意見同士にタイトルをつけたり、意見同士を線で結んだりして考えを整理していきます。 (3分間)

(2) 学級で発表会を行います。発表時間は1分です。発表者は班長さんよろしくお願いします。

3 考えをまとめよう

◇ あなたは「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。自分の考えまとめましょう。

わたしは「地球に優しい暮らし」は

と考えます。

それは

だからです。

## 4 実践しよう

◇学級の意見をまとめ「2年2組環境宣言」を作ろう。 (→P36)

【学級討議の手順】

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①開会のことば         | ⑦まとめ            |
| ②議題確認「2年2組環境宣言」 | ※必要であれば再討議      |
| ③趣旨説明（先生から）     | ⑧「2年2組環境宣言」の決定  |
| ④進め方・作成手順の確認    | ⑨「2年2組環境宣言」の活用法 |
| ⑤班討議            | ⑩評価（先生から）       |
| ⑥班ごとの意見発表       | ⑪閉会のことば         |

MEMO

## 5 生活に生かそう

◇みなさんのおかげで立派な「2年2組環境宣言」ができました。この「2年2組環境宣言」が意味をもってくるように、これからの生活において、環境に配慮した消費生活を行ってほしいと思います。

◇次の場面で、自分がどのように行動するか近いものを選びましょう。

- |                   |                         |                         |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1)通学路に空き缶が落ちていた。 | (2)トイレの電気がつけっぱなしだった。    | (3)トイレトペーパーのお使いを頼まれたとき。 |
| ア 自転車なので拾わない      | ア ほかに使う人がいると思うから自分は消さない | ア 価格を確かめて安い方を買う。        |
| イ 徒歩だけど拾わない       | イ 自分が使用したら消す            | イ パッケージを見て肌触りや香りに注意して買う |
| ウ 徒歩だったら拾う        | ウ 消してねといっている人に声をかける     | ウ 表示と価格を総合的に比較する。       |
| エ どちらでも拾う         | エ 学級や全校に呼びかける方法を考える。    | エ 再生紙のものを買う。            |



◇今日の自己評価（該当する項目の□の中に、レをつけてください）

★学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然



## その1 環境チェックをしよう

「あなたの行動は環境にやさしいか」チェックリスト		チェックらん (○×△)
チェック項目		
1	歯磨きをするときは、水を出しっぱなしにしない。	
2	使っていない部屋や廊下の電気はすぐ消す。	
3	シャンプーは入浴のときにする。	
4	夏は涼しい服装、冬は暖かい服装をしている。(学校・家庭で)	
5	学校には徒歩や自転車で来るようにしている。	
6	長電話はしない。	
7	冷蔵庫は、開けたらすぐ閉める。	
8	何かこぼしたとき、ティッシュペーパーではなくふきんを使う。	
9	道路にごみは捨てない。	
10	ごみをいつも分別している。	
11	好き嫌いは少なく、食べ残しはしない。	
12	廊下や教室にごみが落ちていたら拾う。	
13	必要以上の服はもたない主義である。	
14	容器の詰め替え用があるシャンプーを買うようにしている。	
15	ノートや消しゴムは使い切るようにしてから、新しいものを買う。	
16	フリーマーケットや古着を利用している。	
17	買い物袋をもらわないようにしている。	
18	ノートを買うときは再生紙のものを買う。	
19	ものを捨てる前にリサイクルできるかどうか考える。	
20	環境についてのニュースや情報に関心をもっている。	

## コラム 使える水は地球全体の何%か？

知っていますか？地球上にの水は97.5%が海水で、淡水は2.5%しかありません。しかもその淡水の70%は南極や北極の氷として存在しています。ですから、川や湖、沼、地下水など私たちが使える水資源は、地球全体のわずか0.8%と少ないのです。日本人1人が1日暮らすのに使う家庭生活用水は、244ℓ。使用目的はトイレ28%、風呂24%、炊事23%、洗濯17%と主に洗浄を目的に使用されています。ですから、水資源を大切にするには、生活のしかたが大きくかわります。自分の生活を見直してみませんか。

どれぐらいの水を使っているのだろう？

項目	状態	水量
洗顔	1分間の流水	12ℓ
歯磨き	コップ使用	0.2ℓ
シャワー	10分間の流水	120ℓ
風呂	1杯	200ℓ
トイレ	小	6ℓ
洗濯	小型全自動4.2kg	115ℓ

## その2 環境宣言

## 岩手県立総合教育センター及び岩手県立生涯学習推進センター環境宣言

## 基本理念

岩手県立総合教育センター及び岩手県立生涯学習推進センター（以下「総合教育センター及び生涯学習推進センター」という。）は、地域環境保全が今日の最重要課題の一つであることを認識し、環境保全に配慮した事業運営に努めます。

## 方針

総合教育センター及び生涯学習推進センター全ての所員が環境保全に向けた意識醸成を行い、環境保全の継続的な改善に取り組みます。

## (1) 環境保全の法遵守

環境に関する法律その他の要求事項を遵守し、環境保全の向上を約束します。

## (2) 環境活動の啓発

一人一人の所員が環境改善活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全所員に周知するとともに所外へも公表します。

## (3) 地域環境活動への参加

総合教育センター及び生涯学習推進センター前市道の環境美化活動等地域の環境づくりを積極的に進めます。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組み、汚染の予防を約束します。

制定日 平成18年9月7日

最高責任者 岩手県立総合教育センター

所長 吉川健次

副責任者 岩手県立生涯学習推進センター

所長 百済和夫

(岩手県立総合教育センターWebページより)

## その3 環境へのいろいろな取り組み

国民や県民の環境への取り組みを二つ紹介します。

“みんなでとめよう温暖化  
チーム・マイナス6%”

深刻な問題となっている地球温暖化。この解決のために世界が協力して作った京都議定書（平成17年2月16日）によって、日本は温室効果ガス排出量6%削減が求められています。それを実現させるためのプロジェクトが「チーム・マイナス6%」です。「めざせ！1人、1日、1kgCO<sub>2</sub>削減」を合言葉に、一人ひとりができることを行います。具体的なアクションとして、「温度調節」「水道の使い方」「自動車の使い方」「商品の選び方」「買い物とごみのし方」「電気の使い方」が提案されています。なおチームナンバー506はピーターラビット、555はゴリエさんです。


“CO<sub>2</sub>ダイエット・マイナス8%いわて”

「CO<sub>2</sub>ダイエット・マイナス8%いわて」とは、岩手県民一人ひとりに「身近にできる8つのCO<sub>2</sub>ダイエット」の実践などを推進する地球温暖化防止「県民運動」です。岩手県では地球温暖化の主要原因であるCO<sub>2</sub>を2010年までに「8%削減（1990年比）」することを目標としています。「身近にできる8つのCO<sub>2</sub>ダイエット」は「冷房は28度暖房は20度」「蛇口をこまめに閉めて」「自動車のアイドリングをなくして」「自転車の活用で」「エコ製品を選んで買って」「過剰包装を断って」「コンセントをこまめに抜いて」「木を育てて県産材を使って」と具体的にCO<sub>2</sub>ダイエットをしようと呼びかけています。

シナリオその1 ワークシートP2～契約の場面～

『ファーストフード店でハンバーガーを買う場面』（売買契約）


店員：「いらっしゃいませ。こちらでお召し上がりですか。」  
客：「  
店員：「何になさいますか。」  
客：「  
店員：「飲み物のサイズは、L、M、Sがございますが。」  
客：「  
店員：「お会計〇〇〇円になります。  
〇〇〇円お預かりします。〇〇円のお返しです。  
少々お待ち下さい。  
(〇番でお呼びしますので、しばらくお待ち下さい。)  
ありがとうございました。」



アレンジは自由。  
なりきって演じて  
みましょう。  
契約はどこで成立  
してるかな？

『レンタルショップでDVDを借りる』（賃貸借契約）


店員：「いらっしゃいませ」  
客：「借りたいDVDと会員証を出す。  
(会員証を出さない場合は店員に催促される)」  
店員：「PC入力(バーコード操作)をする。」  
店員：「1週間レンタルでよろしいですか」  
客：「  
店員：「〇〇〇円になります。  
〇〇〇円お預かりします。〇〇円のお返しです。」  
店員：「(商品を渡しながら)〇月〇〇日までにご返却お願いします。ありがとうございました。」



会員になるときは、身分を証明するもの(生徒手帳など)が必要です。契約のしおり(約款)を渡されます。小さい字ですが大切な約束です。

自分で設定を考えてみよう

◇『  
◇『  
いろいろな場面が考えられます。  
「高額なものを買う」「ペットを飼う」「使い方がよくわからないものを買う」  
など、購入時に特別な配慮が必要なものもあります。「返品したいとき」  
「交換したいとき」「育て方」「使用の方法」など、購入時に説明を受ける  
ことが大切です。納得するまでよく聞きましょう。それが、お店で買う  
ときのメリットにもなります。



## シナリオその2 ワークシートP22 ~消費トラブルの場面~

## 『街で、「アンケートをお願いします」と声をかけられたら』（キャッチセールス）

販売員：「アンケートをお願いします」

学生：「急いでますので」

販売員：「3分だけでいいんですが」

学生：「3分なら・・・」（アンケートに答える。  
余暇の使い方など普通のアンケートである）

販売員：「映画とか興味ある？」

学生：「あまり・・・」

販売員：「おしゃれとかは？」

学生：「少しなら」

販売員：「そこで、エステの無料体験やってるんだけど。30分くらいで  
とても肌がきれいになるのよ。いってみたい？」

学生：「ただですか？30分くらいなら行ってみようかな。」

「きれいになりたい」  
「かっこよくなってモテたい」  
という誰でももってる心のす  
きに巧みに入り込んできます。  
タレントやモデルにならない  
かと声をかけてくる場合もあり  
ます。



この後この学生は、高額な化粧品などを売りつけられることになります。このような商法を「キャッチセールス」といいます。販売員はこちらが気がよくなるようなことをいいます。「かわいいのに、おしゃれに興味ないの？」「絶対もるわよ」「ちょっと手入れすればもっときれいになるわ」など。素敵だなどと思う人に声をかられて、誉められたりすると誰でもよくなるものです。契約させるためには、複数の販売員が説得したり、長時間しつこく勧誘して消費者にあきらめさせたりします。あとは分割の後払いを勧めて、「月々〇円だったら払えるでしょう？」と説得するのも手です。「ただより高いものはない」いい話はそうそう転がってはいないのです。

## 『今のままでは志望校に合格できないと言われ学習教材をしつこく勧められたら』

販売員：「こんにちわ。〇〇教材の高橋と申しますが」

中学生：「両親はでかけておりますが」

販売員：「あら〇〇さんでいいのよ（名前は調べてきている）」

中学生：「忙しいので結構です」

販売員：「少しだけ聞いてくれる？高校受験不安じゃない？」

中学生：「えっ？」

販売員：「友達もいろいろ始めてると思うんだけど」

中学生：「まあ塾とか・・・」

販売員：「家で簡単に勉強できる教材があるんだけど。それは買わなくていいんだけど、無料のお試しテストがあるのよ。自分の苦手な部分があってこれからの勉強に役立つと思うわ」

中学生：（応対が面倒になってきて・・・）「無料ならやってみます」

販売員：「とってもお得なのよ。よかったわね。自分で解いてみてね、1週間後に又来ます」

中学生：「・・・」

## 悪質な訪問販売

中学生のときの会話を、自分のことばで言ってみましょう。電話の勧誘や訪問販売、ダイレクトメールなど、こちらが買いに出向かなくても、勧誘の手はあちらこちらからきています。

## シナリオその3 ワークシートP22 ～消費トラブルの場面～

『「海外旅行があたりました」という電話がかかってきてあるところに呼び出されたら』

アポイントメントセールス

学生：「はい〇〇です」

販売員：「おめでとうございます。〇〇さんに海外旅行があたりました」

学生：「はあ？」

販売員：「この時間に自宅にいらっしゃってラッキーでしたね。つきましては旅行券をお渡ししますので、〇〇までとりにきてください。」

(数日後、指定された喫茶店や、事務所みたいなところに向く)

販売員：「今回はおめでとうございます。ところで英会話は得意ですか」

学生：「あまり・・・」

販売員：「あらそうですか。得意そうに見えたのに。実はいいお話があって。今ならキャンペーン中でお安くなっている英会話教材があるんですよ。せっかくの海外ですから、あちらで日常会話ができると、お友達や恋人もすぐにできて旅も100倍楽しくなりますよ。」

学生：「お金がありませんから」

販売員：「バイトとかしてないの」

学生：「始めようと思っはいます」

販売員：「あらちょうどよかった。月々1万円のローンから支払いはOKよ。バイトの励みにはなるし、海外へは行けるし、いいことづくめだわ」

学生：「はあ」

販売員：「この紙に名前を書いてちょうだいね。支払いは後払いでかまわないのよ」

アポイントセールスは、アポイント＝約束をとりつけて、つまり電話や葉書で呼び出して、商品売りつける商法。商品は多様で、絵画やリゾート会員権、宝石、パソコン、和服などを売りつけます。契約するまで、帰れないような雰囲気を作り、複数の販売員や、強面の男性などが威圧する場合があります。ただでめらえるのは、必ず何か裏があるのです。自分から出向いてはいけません。

『「お友達を紹介するだけで、お金が稼げるのよ」といわれたら』

マルチ商法・マルチまがい商法

先輩：「いいお話があるんだけど」

A子：「なんですか」

先輩：「すごくいい健康食品があって、私もそれで健康になって、きれいになったんだけど。それをお友達に紹介するのね。もしその人が買ってくれたらA子ちゃんにはお金が〇〇〇〇円はいつてくるというわけ。」

自分：「健康食品を紹介するだけで？」

先輩：「そうなのよ。いい話でしょ」

自分：「でもその健康食品はどうするんですか」

先輩：「はじめだけ買ってくれない？でも、払ったお金すぐ元をとれるから大丈夫だよ。」

友達がたくさんいるでしょ。A子ちゃん優しいから。」

自分：「まあ」

先輩：「んじゃこれに名前を書いてちょうだいね」

その後A子は必死で健康食品を売ろうとしますが、なかなか買ってもらえず、友達をなくしてしまいます。残ったのは、健康食品の借金と売れない健康食品ばかりでした。

※マルチ商法とマルチまがい商法  
 ・・・・現行の特定商取引法以前では、特定負担が2万円未満のものをマルチまがい商法としていたが、現在はすべてマルチ商法にあたるのである。

## 学習チェック

今までの学習の内容を振り返り、下の問題に答えてみましょう。

(解答は次のページに示してあります。)

1. 契約とは何ですか。 ◇契約◇

--

2. 物資の例を5つあげなさい。 ◇物資◇

--

3. サービスの例を5つあげなさい。 ◇サービス◇

--

4. 加工食品に表示しなければならない項目は何ですか。 ◇表示◇

--

5. 洗剤などに表示しなければならない項目は何ですか。

--

6. 次のマークの名称と、どんな商品につけられるのかを答えなさい。 ◇マーク◇

(1) 	(2) 	(3) 	(4) 
名称			
商品			

7. わたしたちは何から情報を得ることができますか。またその必要性は何ですか ◇情報の必要性◇

--

8. 次の商品を選ぶ条件を3つずつ答えなさい。 ◇物資・サービスの選択◇

(1) 加工食品	(2) 衣類	(3) 電化製品

9. 3Rとは何を示していますか。3Rの意味と内容を答えなさい。 ◇3R◇

--

10. 店舗販売と無店舗販売の例をあげなさい。 ◇販売方法◇

店舗販売	無店舗販売

11. 前払い、即時払い、後払いの具体例をあげなさい。 ◇支払い方法◇

前払い	即時払い	後払い

12. 通信販売をする前に確かめることは何ですか。3つ答えなさい。 ◇通信販売の利用◇

--	--	--

13. 悪質商法の名前を3つあげ、どのような商法か答えなさい。 ◇悪質商法◇


14. 消費者を守るしくみについて答えなさい。 ◇消費者保護◇

--	--	--

15. 消費者の5つの権利と5つの責任を答えなさい。 ◇消費者の権利と責任◇

--	--

16. 消費者を保護する法律を3つ答えなさい。 ◇消費者保護の法律◇

--	--	--

17. クーリング・オフができる条件を答えなさい。 ◇クーリング・オフ制度◇

--	--	--

18. 消費トラブルにあったときの身近な相談機関を一つ答えなさい。 ◇相談機関◇

--	--	--

19. 被害にあわないようにするためにはどのように行動するといいですか。 ◇消費トラブルの対処◇

--	--	--

20. ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ガラスびんをリサイクル率の高いものから並べなさい。  
◇使い捨て容器とリサイクル可能な容器◇

--	--	--

21. ごみを減らすための具体的な行動をあげなさい。 ◇ごみを少なくする暮らし◇

--	--	--

22. 身近なもので再利用できるものをあげ、どのように再利用するか答えなさい。  
◇リサイクルや再利用◇

--	--	--

23. 次のごみの分別の方法を答えなさい。 ◇ごみの分別◇

牛乳パック	空き缶	ペットボトル

## 学習チェックの解答

1. 売り手と買い手が対等な立場で合意したときに成立するもの。法律上の責任が生じる約束のこと。
2. 文房具、衣類、食品、電化製品、車ほか
3. 電気、電話、水道ガス、映画、学習塾、理・美容院、郵便、宅配、病院、クリーニング
4. 品目、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名
5. 成分・性能・用途・取り扱い上の注意
6. (1) グッドマーク (よりよいデザインのもの)  
(2) J A F A マーク (健康補助食品)  
(3) エコマーク (生産から廃棄まで環境に配慮された製品)  
(4) S F マーク (安全な花火)
7. 情報源→広告、CM、インターネット、新聞、雑誌、店、ラジオ、パンフレット  
必要性→消費者に有利な点ばかり強調してる場合もあるから、多くの情報を比較検討した方がよい。
8. (1) 「値段は適正か予算内か」「味はよいか」「好みに合うか」「品質はよいか (賞味期限・原材料・原産国・マーク・保存方法)」「ごみはどれくらいでるか」から3つ  
(2) 「着用の目的に合っているか」「値段は適正か予算内か」「サイズは合っているか」「デザイン・色は気に入ったか」「他の服との組み合わせはよいか」「品質はよいか (組成表示・マーク・ボタン付け・ほつれ)」「手入れの方法はよいか (洗濯・アイロンの方法)」から3つ  
(3) 「使用の目的にあっているか」「値段は適正か予算内か」「機能は納得のいくものか」「品質はよいか (表示・マーク)」「補修やアフターサービスは保証されているか」から3つ
9. ・リデュース「ごみを減らす・ unnecessaryな物は買わない」  
・リユース「繰り返し使う・再利用」  
・リサイクル「資源に再生して利用する」
10. 店舗→スーパー、コンビニ、デパート  
無店舗→自動販売機、通信販売、訪問販売
11. 前払い→図書カード、テレホンカード  
即時払い→現金で買い物する  
後払い→電気料、電話代、分割して後で払う、
12. 「返品できるか」「支払い方法」「送料の負担」「商品の引き渡し方法」「解約手数料」「ジヤドママークがあるか」から3つ
13. 商法の例「キャッチセールス」「アポイントメントセールス」「マルチ商法」など、内容は略
14. 消費者は、資金力や情報量において弱い立場なので、消費者を守る制度や法律、相談機関がおかれている。また、事業者と対等に売買契約を結ぶために、権利が保障されており、権利を守るためには消費者としての責任を果たすことが求められている。
15. 権利「選ぶ・知らされる・安全を求める・意見が反映される・消費者教育を受ける」  
責任「批判的意識・自己主張と行動・社会的関心・環境への自覚・連帯」
16. 「消費者基本法」「消費者契約法」「製造物責任法 (PL法)」
17. 「営業所以外の場所」「指定されたものやサービスのみ」「8日間 (マルチ商法は20日間)」「配達記録郵便を利用」
18. 「岩手県立県民生活センター」「花巻市役所」「東和総合支所生活環境課」
19. 「いらぬものははっきり断る」「家族や知人に相談する」「うまい話は信用しない」「その場で契約しない」「商品やサービスの内容や金額を十分に検討する」
20. ガラスびん→スチール缶→アルミ缶→ペットボトル
21. unnecessaryな物は買わない。レジ袋はもらわない。再利用できる商品になるべく買う。など
22. 各自の考えを書く。
23. 牛乳パック→洗って、干して、切り開く。資源回収に出す。  
空き缶→アルミ缶とスチール缶に分ける。水ですすいで乾かす。資源回収に出す。  
ペットボトル→ふたとラベルをとって、よくすすぎ、よく乾かす (ふたとラベルはその他のプラスチックへ)。市の分別収集に出す。



### 【参考文献】

大竹美登利（2006），『技術・家庭学習指導書 [家庭分野] 家族と家庭生活編②わたしたちの消費生活と環境・環境や資源を考えた生活』，開隆堂  
東京都消費生活総合センター活動推進課（2005），『自立した消費者をめざして～契約について～考えよう』，東京都生活文化局広報広聴部広聴管理課  
花巻市環境保全課（2005），『保存版ごみ分別大辞典』，花巻市

### 【引用Webページ】

岩手県立総合教育センターWebページ「環境宣言」  
<http://www1.iwate-ed.jp/>  
株式会社ファーストリテイリング「全商品リサイクル活動」  
<http://www.tastretailing.com/jp/csr/environment/recycle.html>  
花巻市役所ホームページ「花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」  
<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>  
文部科学省ホームページ「文部科学統計要覧平成16年度版 保護者支出教育費」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/002b/mokuji16.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/mokuji16.html)

### 【参考Webページ】

ウィキペディアフリー百科事典「ジーンズ」  
<http://ja.wikipedia.org/wiki>  
環境goo「エコクッキング」  
<http://eco.goo.ne.jp/food/recipe/cooking>  
環境省ホームページ  
<http://www.env.go.jp/>  
KKJ環境共生住宅推進協議会「水の惑星 地球の水資源」  
[http://www.kkj.or.jp/event/winter07/07\\_winter01.html](http://www.kkj.or.jp/event/winter07/07_winter01.html)  
国民生活センターホームページ  
<http://www.kokusen.go.jp/>  
CO<sub>2</sub> ダイエット・マイナス8%いわてホームページ  
<http://www.pref.iwate.jp/~hp0208/co2diet/index.htm>  
チーム・マイナス6%ホームページ  
<http://www.team-6.jp/index.html>  
ファッションの歴史  
<http://www.fashion-rekishishi.com/>  
盛岡市消費生活センターWebページ  
<http://www.city.morioka.jp/04simin/syohi/epron>

---

---

中学校技術・家庭科家庭分野

「消費生活学習の手引—わたしたちの消費生活と環境—」

平成20年3月印刷

発行 岩手県立総合教育センター  
花巻市北湯口2-82-1  
〒025-0395 TEL0198-27-2711

発行者 岩手県立総合教育センター  
平成18・19年度長期研修生  
高橋恵美

---

---